

第 2 回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会議事録

日 時：平成 16 年 8 月 17 日（火）

場 所：かでの 2・7 520 研修室

1. 開 会

羽貝参事：ただ今から、第 2 回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会を開催いたします。議事に入ります前に、事務局の方からお手元の資料について確認させていただきます。

多田主幹：本日、お配りしている資料は、資料 1 といたしまして「第 1 回遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会議事録」。資料 2 といたしまして「食の安全・安心条例（仮称）案の骨子」。資料 3 といたしまして「遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件（案）について」及び資料 3 の別紙として「対象とする遺伝子組換え作物について」。資料 4 といたしまして「試験研究機関等が行う栽培試験の実施条件の概要」。以上ですけれども、不足している資料はございませんでしょうか。皆さんお揃いでしょうか。

(はいの声)

羽貝参事：今日は、たくさんの方々が傍聴にお越し頂いておりますけれども、傍聴の方々をお願いをいたします。傍聴される方は、お手元の傍聴要領に記載されております留意事項を守って頂きますようお願いいたします。

それでは、以降の議事につきましては、松井座長の進行で、よろしく申し上げます。

2. 議 事

松井座長：北海道大学の松井でございます。前回、6 月 1 日の検討会におきましては、事務局から提案された遺伝子組換え作物の試験栽培に係る実施条件（案）の検討の方向性につきまして、委員の皆さんにご議論頂いたところですが、今回は、前回の検討会のご意見を踏まえ、実施条件の具体的な内容について、皆さんと議論してまいりたいと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の議題は、遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件（案）についてでございますが、まず、事務局より説明をお願いします。

羽貝参事：資料の方は、資料ナンバーを右肩に打っておりますけれども、資料の 2、3、4 をご用意頂きたいと思っております。

まず、初めに、前回の検討委員会で野外試験での実施条件を検討するに当たって、元々の条例の全体的内容がどういう内容になっていくのかとのご質問が、下館委員からございましたので、出席の委員の方々に、その後の意見交換会、あるいは関係団体との意見交換で説明している部分もありますけれど、資料 2 に基づいてご説明申し上げます。

消費者基本法というのが、6 月 2 日に消費者保護法に変わって改正施行されておりますけれども、消費者の安全が確保されることや、消費者の消費に対する自主的、合理的な選択が確保される。こういったことが、消費者の権利としてあることを法律の基本理念として明確に実現されたところがございますけれども、資料 2 の表紙にありますように、この食の安全・安心条例（仮称）を作るに当たって、私どもといたしましては、最初に記載しておりますとおり、道民に安全・安心な食を追求する権利があるということを明確にいたしまして、その権利の実現に向けて食の安全・安心を確保するための様々な施策を行政をはじめ、食に携わる関係者が協働して推進する、こういう考え方を基本に条例を組み立ててございます。

具体的な内容は、1 ページ目に条例の基本的事項があります。条例の目的につきましては、食の安全・安心を確保するための施策を推進することによりまして、道民の健康を守るということ、消費者から信頼される道産食品づくりに資する、この 2 つを目的に考えております。

取組の推進に当たっての基本的な考えを理念として整理をするほか、道、事業者、消費者それぞれ

の責務と役割に関して記載していきたいと思っ

た、施策の推進に当たりましては、道民との協働のもとで、市町村の連携、協力を配慮しながら施策を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、1ページの下段からの施策の基本方針などというところでございますけれども、基本方針として、安全・安心な食品の生産、供給、以下4本の柱を掲げてございます。こうした方針に基づいて、いろいろな分野にわたる施策を着実に実施していくための基本計画を作成し、それを道民に公表するとともに、こうした施策につきましては、条例の基本事項の一番最後のところに、記載していただきますように、毎年、実施状況を取りまとめ、公表してまいりたいと考えてございます。

次に2ページ目に移りますけれども、この条例の対象とする食品は、道産食品を含めて食品全般を考えてございます。従いまして、食品の検査、監視の他、健康に影響を及ぼす恐れのある食品についても、道に対して適切な対応を求めることができる危害情報の申出についても、この条例の中に規定してまいりたいと考えてございます。

次に2ページの中程からの具体的な施策でありますけれども、先ほど触れました基本方針の4つの柱に沿って、施策を規定する考えでございます。ここで検討をして頂く遺伝子組換え作物の野外栽培に関する実施条件、試験研究機関での試験栽培の実施条件につきましても、この中に盛り込みたいと考えてございます。このように、安全・安心な道産食品を作ることはもちろんですけれども、その基盤となる生産環境の保全、あるいは食品をどう選び、どう食べるか、食育といった面も含めて、食に関した総合的な取組となるように検討していきたいと考えております。

最後に、3ページ目のおしまいの方ですけれども、食ということで道民に身近な事柄でございますし、道民一人一人が専門家でもございますので、道民の声、意見が的確にこういった施策に反映されることが大切でありますので、知事の附属機関として重要事項の審議などを行う、仮称ですが、食の安全・安心委員会を設置いたしますとともに、道民の食に対する安全・安心の意識、あるいは社会経済情勢の変化、科学技術の進展などに対応して、一定期間が経過した後に、この条例を点検、検証する見直し規定を予め盛り込む方向で検討を進めてございます。

この骨子をもとに、道民からの意見募集であるパブリックコメント、あるいは地域の皆さんや関係団体の皆さんとの意見交換を行ってきたところでございますけれども、この遺伝子組換え作物の野外での栽培に関する事項に関しましては、札幌地区での意見交換会、委員の方など多くの方が参加していらっしゃるけれども、遺伝子組換え作物の栽培の件につきましては、例えば、規制という言葉は強すぎるので、規制ではなくて管理に換えるべきであるとか、消費者や生産者の理解が得られなければという文言を削除して栽培については屋外で行わせないといった内容にすべきとの、賛成、反対それぞれの立場から意見が他の会場からも出されてございます。道といたしましては、こうした意見を踏まえて、更に検討を進めてまいりたいと考えてございます。簡単ですけれども、条例の骨子の内容につきましては、以上のとおりでございます。

次に、資料の3につきましては、前回検討して頂きました考え方、あるいは基本的な方向をもとに、更に事務局として具体的内容を盛り込んだものでございます。1の趣旨は前回の資料と変わってございません。2番目以降が具体的な実施条件の関連の事項となっております。

まず、2番目の実施条件の適用範囲につきましては、前回のご意見の中で、もう少し具体的に分かる内容にすべきであるというご意見がございます。そういったことを踏まえて整理いたしました。適用範囲といたしましては、道内に所在する試験研究機関等、これについては、下に脚注がございますけれども、大学、高等専門学校、国、地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人及び事業者等、この事業者の中には民間の企業等が入ってまいります。試験研究を業務として実施する者で、道内にある、支部、支所など出先の試験機関等も含むとしております。そういった試験研究機関等が研究ほ場で実施する野外栽培試験ですけれども、研究ほ場につきましては、脚注2にあります、試験研究の用に供する目的で、試験研究機関等が所有する、あるいは借りて自ら管理をするほ場と考えております。こういった、道内の試験研究機関が研究ほ場で実施をする遺伝子組換え作物の開放系での試験栽培に適用するというところでございます。

次に、3の対象とする遺伝子組換え作物でございます。この項目、事項につきましては、前回も議

論がなされてございます。そういったことでもありますので、今回、十分な議論をして頂くということで、今日お配りした別紙をご覧頂きたいと思えます。タイトルが、対象とする遺伝子組換え作物についてということで、前回、第1回目では、このところを、道内の企業等を含めた試験研究機関等が開発をした遺伝子組換え作物とすると提案させて頂きましたけれども、これに対しまして、2にありますとおりご意見がございませう。共同研究の扱い、昨今、単独で研究を進めるといふことでもありますけれども、様々なところと連携して研究を進め場合も多くなっている等々のご意見がございまして、今回、資料3の3に戻って頂きますが、対象とする遺伝子組換え作物につきましては、前回同様、道内の試験研究機関等が開発した遺伝子組換え作物といたしましけれども、終わり3行にありますとおり、道内に所在する試験研究機関等が参画をした共同研究、あるいは共同研究のプロジェクト等で開発された遺伝子組換え作物については、この条件に適用する遺伝子組換え作物と同様の扱いとしていこうという考え方でございませう。その考え方ですけれども、また別紙に戻って頂きて、一つは、遺伝子組換え作物の屋外試験につきましては、なかなか地域の反対などから、中止となるような野外試験もあるなど、大変厳しい状況にあるわけですけれども、そういった中で、北海道において、一定程度、条件を整備する中では、条件さえクリアすれば、最終的に道などが対応・責任をとるといふことで、道外から試験研究段階の遺伝子組換え作物が、試験栽培といふことだけを目的に入ってくる、北海道が、単なる遺伝子組換え作物の試験栽培の場所になってしまうという恐れを防止することが必要ではないか、というのが一点ございませう。

また、道内の遺伝子組換え作物に携わる研究機関等の育成という点から考えますと、やはり、単なる実験場所、あるいは実験データを取るだけの業務ではなくて、道内に研究そのもの、スタッフを伴った研究が、非常に重要であるという観点から、道内における研究者の確保、あるいは技術集積に寄与する面なども考えてございませう。

また、三つ目として、こういった条件のもとで、道外からの試験研究機関が、道内で野外試験をするということになってまいりますと、道内で研究スタッフを伴った立地をする、あるいは道内の研究機関等と共同で研究をする機関が、当然増えてまいります。そういったことを通じて、技術の集積等、高度な研究開発の促進に寄与する面があると考えてございませう。

最後に、多くの道民が遺伝子組換え作物の野外での栽培について、非常に強い不安を抱いている状況がございませう。その中で、道内で開放系、野外での試験栽培が実施をされるということであれば、道産子である道内の企業自ら、あるいは道内の企業が関わっている研究プロジェクトなど、道内の企業等であれば、間接的に最終的に道の経済活動に結びつくということになりますので、一定の理解をするまでは、こういった考え方で、基本は道内の試験研究機関等が開発した遺伝子組換え作物、さらに道内の試験研究機関が参画をする共同研究等を対象としてはどうか、ということございませう。

次に、2ページ目の栽培試験に関わる実施条件ですけれども、ここににつきましては、流れがございませうので、資料の4の方をご覧頂きたいと思えます。これが、試験研究機関等が行う栽培試験の実施条件の全体を絵として整理したものです。

まず、道内で屋外での試験研究を行う試験研究機関等につきましては、そういったことの影響が直接及ぶ地域の方々にきちんと説明する必要があると考えてございませう。従いまして、まず、周辺地域の方々に対する説明会をして頂く。その上にたつて、道に栽培試験計画の申請をして頂く。以下、流れを説明しますが、申請を受けた道は、遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会に、その試験計画の内容の妥当性について諮問をする。委員会は、試験研究機関等からの試験研究内容についての説明を受けて、疑問点があれば質問をする。これを繰り返す、あるいは評価検討の途中で、必要に応じて、評価委員以外の外部の道内外の学識経験者、あるいは研究者等に対して、疑問点についての意見、説明、資料提供などの協力依頼をする。こういったことを通じて、評価委員会として評価をして、その結果を知事に答申をする。知事は、答申を踏まえまして、最終的に申請のあった道内での栽培についての許可、不許可の通知をするというふうにご考えてございませう。

なお、遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会の構成につきましては、消費者、生産者、研究者、あるいは学識経験者の中で、15名以内で知事が委嘱をする考えでございませう。評価の視点としては、一般作物との交雑や混入を防止する計画になっているのかどうか。こういった視点で、申請があった

栽培試験の計画の内容を評価し、最終的に委員会としての結論を出席委員の2分の1の評決で決めて、その結果を答申するというふうに考えてございます。

次に、許可をされた試験研究機関等の義務、資料3の2ページ目の4の(2)ですけれども、知事の許可を受けて栽培試験を実施する試験研究機関等の遵守、義務的事項です。これにつきましては、一つ、栽培管理者などを置くなど、厳重な管理のもと試験研究を実施する。そういった体制を整備しなければならない。二つ目として、一般作物との交雑防止、一般作物の種子又は収穫物の混入防止、こうした措置をきちんと実効すること。3ページに移りますが、栽培が終わった後、栽培試験に用いた遺伝子組換え作物の処理、収穫物の使用、搬出等に関する状況をきちんと記録し、保管をする。次に、一般作物への交雑の有無を確認するために、モニタリング用の指標作物を栽培するなど、モニタリングの措置を実施する。それと同時に、モニタリングの結果を知事に報告、公表しなければならない。また、一般作物との交雑・混入の恐れのある事態が生じたときには、知事に報告し、その指示に従うこと。最後に、一般作物との交雑、混入など不測の事態が生じたときには、直ちにその状況を知事に報告する等、必要な措置を講じなければならない。このような考えでございます。

次の3ページの5番目、評価委員会につきましては、説明が重なりますけれども、知事の附属機関として設置する。評価委員会の仕事としては、知事の諮問に答えて栽培試験計画の調査審議を行う。3番目として、構成として、消費者、生産者、研究者及び学識経験者のうちから15名以内で知事が任命をする。こういった組織であるということ。委員の任期は2年、再任は可能である。委員会の運営のため、会長、副会長を互選で選出をするということ。評決として、委員の2分の1以上の出席がないと会議が開催することができないということと併せて、議事については、出席委員の半数以上で評決すると、こういう運用です。4ページになりますけれども、必要に応じて外部の研究者の方々に対して、協力を求めることができる。また、評価委員会は、評価にあたって、試験研究機関等に対して資料提供、説明を求めることができる。これに対して試験研究機関等は、誠実に対応しなければならない。

以上2から5までが、実施条件に該当するところとなります。なお、6番目の勧告及び公表につきましては、実施条件とは直接、関連いたしませんけれども、今後、全体の中で、こういった罰則や手数料等のことも出てきますので、今回、参考ということでお示しをさせていただきます。

最後に、5ページ目以降ですけれども、申請する試験研究機関等の方々が、道に提出する計画書の概要、今後、精査することになりますけれども、現時点で、どんなことが必要かということで、お示しをさせていただきます。5ページ目ですけれども、試験研究機関の名称、目的等。それから、6番目として第一種使用規程の国からの承認取得年月日等、8番目の実施の期間、9番目の規模、それから10番目の全体の位置が分かる資料。それから12番目として、先ほどご説明いたしました許可を受けた実施機関が励行することになりますけれども、管理体制に関する具体的な内容ということで、例示として、栽培試験管理責任者の設置、栽培試験期間中の常駐など、こういったことを記載して頂きます。次は6ページ目、これは非常に重要になってまいりますけれども、一般作物との交雑防止措置に関する具体的な内容について記載をし、そのことについて、説明して頂くこととなります。14番目は、混入防止措置に関する具体的な内容で、例示として、種子、あるいは収穫物の専用容器による運搬、分別流通管理について、事例として記載しております。15番目は、交雑確認のためのモニタリング措置に関する内容。16番目として、情報提供に関する具体的な内容、その他。ということで、これについても検討いたしますけれども、現時点で考えてございます栽培試験の計画の内容です。

以上で資料の概略の説明を終わります。

松井座長：ただ今、事務局から資料2、3、4について説明を頂きました。条例案の骨子、資料2については、既にパブリックコメント、意見交換会、それと関係団体との意見交換などからご意見が出されていると聞いております。ここでは、特にご意見がなければ、本日の議題であります資料の3の方に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(はいの声)

松井座長：ありがとうございます。それでは、本日の本当の議題であります資料の3、別紙がありますし、もう一つ資料4の横長のスキームのようなものがあります。これらについて議論してまいり

ます。たくさん項目がございます。議論頂くだけでも5つあります。それで、項目別に区切って進行し、整理、または何らかの結論を出すことで、次に入っていきたいと思います。一番最初、実施条件の案についての趣旨、もう一つ一緒に2の実施条件の適用範囲、この1と2についてご議論頂き、整理が付いたところで、3番目に入っていきたいと思います。趣旨、実施条件の適用範囲について、皆さんからご意見を頂きたいと思います。

小砂委員：今、事務局の方から資料説明を頂きまして、資料も読ませて頂きました。この内容を見ますと、バイオ産業の育成といったことが、何となく、バイオ産業、試験研究にブレーキを掛けているのではないかと。そのような印象を受けた訳でございます。以前の趣旨説明の中では、北海道ではバイオ産業の育成ということ謳っていた訳ですけども、ここでは、その部分が削除されています。また、この研究についての内容を見ましても、かなり厳しい規制がなされておりまして、とてもこういった状況の中におきましては、遺伝子組換え作物の試験栽培においては、かなりハードルが厳しくて、実質的にやっていけるのかと思った訳でございます。その点、事務局としてはどのようにお考えなのですか。

羽貝委員：私も、バイオ産業は北海道に重要な産業と考えております。ただ、遺伝子組換え作物の屋外の栽培につきましては、周辺の方々への直接の影響、道民の方々、それから、農作物につきましては、道内外の方々から、遺伝子組換え作物の農作物については非常に心配をしている。端的にいうと7、6割の方は食べたくないというデータもございますので、やはり、進めますけれども、きちんとしたルールのない中で、このまま野外で一時的に行われた場合については、直接、北海道の地域の農業、北海道全体のこれまで築き上げてきた信用、信頼に非常に影響が大きいと考えてございますので、野外栽培については、合意が得られるような一定のルールを作って進めていく。試験研究もそういった中で進めていくのが、試験研究の推進にとっても重要なのではないかと考えております。

石塚委員：今、小砂委員の方から、バイオ産業の振興を妨げる内容ではないかというお話でしたけれども、今回、ガイドラインが作られる経過を思い出してみれば、当初、バイオ産業を育成しようとして始まったわけではなくて、今現在、行われているいろいろな試験栽培の中で、非常な不安、不信、この技術に対して不信感があると。その中で、やはり開放系では規制していかなければいけないのではないかと、その点に立ってできたガイドラインであると、私は認識しています。それであっても、やはり研究の芽を摘むわけにはいけないのではないかとということで、この検討会ができていたんだと、私は認識しています。ですから、順序としては、あくまでも開放系では規制する。ただしという、その段階での検討会であるだろうと、内容的にも、決して当初のガイドラインの精神とこの案が矛盾したものになっていないと私は思っております。

西埜委員：私も同じような意見ですが、生産者団体としては、あくまでも、消費者が遺伝子組換え作物はどうなんだと考えることによって、今の状況を慎重にいかねばならないと思っております。開放系の試験につきましては、本当に慎重にしていかなければならないと思っております。ただ、今、小砂委員からもありましたように、バイオテクについては、北海道の二大産業を担うと思っておりますので、科学的な発展が遅れる形になっては困る。その辺をいかに調整するかと思っております。その中で、ちょっと実施条件の適用範囲について触れさせてもらいますが、前回に出されたペーパーの中では、特に一般ほ場との差を書いていたけれども、一つは、科学的知識を有する専門家の有無、もう一つは、管理体制の問題を書いていたが、ちょっと心配し過ぎかもしれないですが、ここで書いております事業者等の「等」のところは、どんな人なのか。そのところをある程度規制していかないと、先ほど話したように、屋外では基本的に消費者が心配していることを認めるべきではないと、北海道としては、そういうふうを考えていくと、ここの「等」はすごく心配だと思えます。

大熊委員：私も意見が一つと、質問が一つなんですけど、先に質問の方から。今、西埜委員がおっしゃったように実施条件の2の適用範囲のところ、1番目に、試験研究機関等とは、ということで、説明が書いてあります。大学及び高等専門学校というふうに適用する機関を書いてあるんですが、道内ではこれに該当する場所というのは、具体的に何か所あるのでしょうかということの一つ質問したいと思います。

それと、意見ですが、今、小砂委員から出されましたご意見について、私も石塚委員や、西埜委員

と同じような意見を持っています。やはり、バイオ産業というかバイオ技術全般というよりは、今回この検討委員会で検討されているのは、遺伝子組換え技術に関してです。遺伝子組換えに関しては、北海道はもとより、全国消費者から非常に不安視されている、あるいは反対されています。そういったものを道内で試験栽培する場合、北海道は、やはり農業が基幹産業であり、農産物の7割が全国に出荷されている、非常に農業が重要な産業ですから、全国もしくは道内の消費者の人たちから非常に反対意識の強いものを試験栽培するに当たっては、本当に慎重に慎重を重ねて、しっかりした体制のもとで試験栽培をしなければ、かえってマイナスになると思います。私は、決してこれは試験栽培を阻害するものではなくて、きちんとした試験栽培を確保するために、きちんとした規制を設けていくというふうに捉えましたので、決して小砂委員のお考えになっているような、栽培を阻害するようなものではないと、私は思っています。

下館委員：前回の第1回目のときに、座長が一番最初に確認した事項というのが確かあったと思います。この議事録を見ましても、遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発は、将来的に本道の産業振興に有効であり、積極的な取組を進めることが必要がある。こういう1つの基本認識というものがあった上で、ガイドラインや前回のところに基本認識が出ていますけれども、この基本認識が正しいということで、こういう整理がされてる。それで、この検討会というものがあるのではないかと思います。ですから、趣旨というのは、基本認識ですから、そういう点ではそういうような基本認識というものを、やはり、きちんと整理すべきではなからうか。そういう中で、具体的にどういう形の実施条件を検討すべきではないか。そういう基本認識の前にも整理したところを、あえて、このところで省略する必要性というのは、全然ないような感じがしますし、そここのところは、もう一度皆さんで認識、確認すべきではなからうか。私はそう思います。

松井座長：ほかにご意見などありませんか。試験機関の方は、ちょっと微妙かもしれませんが、西村先生は、客観的に見てご意見はありませんか。

西村委員：私も下館委員と同じですが、その辺の基本認識といいますが、これが一つ、前回、一応話として出ておりますので、やはり北海道というのは、特に農水産というバイオ資源という特徴をもっておりますので、そういった意味では、バイオ産業をどういうふうに発展させていくかという視点の中に一つ位置付けた形で、食の安全・安心、そして遺伝子組換えという形で物事を見なければいけないので、そういった意味では、趣旨の前段として、一つは北海道におけるバイオ産業の振興のために、それも、食の安全・安心のために、遺伝子組換えの作物というものを考えていくことが前提であろうと思います。

松井座長：大熊委員の質問ですが、現実的に今、何か所くらいあるかと質問がありました。私の今、自分が想像する範囲で答えます。何か間違いがあれば訂正頂きたいと思います。北海道で一番の試験研究機関といいますが、やはり北海道大学だと思いますが、ここ数年ではこういったものは、現実的にやるというのは、多分、多分と申しますのは、研究室だけでも60ありますので、全てを把握していないので、推測ですが、そういう実験はないと思います。数か月前、道から実験の計画があるかどうか聞かれた場合に、北海道大学農学部では、ないと答えたはずですが。組換え作物につながるという意味の基礎研究は多くの方が抱えておりますけれども、いわゆる農水、または企業の方が特許を取って製品として出すというようなものは、現在のところしておりません。ということで、私が想定する、こういう方法で許可して作るようになった場合に、ここ数年ということで可能性があるのは、私は2か所くらいだと思います。一つは北農研センターで、もう一つは、いわゆる研究が商売というか、そういうことを目的に作られた組織だと私は思いますが、佐藤委員、ここ数年でどうですか。

佐藤委員：具体的な数を申し上げる訳にはいきませんが、ただ、大熊委員の質問は可能性のある機関、あるいは事業者はどれくらいあるのですかという質問だったと思いますので、そこは、道の方にお答えして頂くべき質問だと思います。

多田主幹：試験研究機関として道内で試験を行う可能性があるところというのは、大学であります。北海道大学、東海大学、酪農学園大学、東京理科大学、帯広畜産大学、東京農大というようなところがあるのではないかと。高専では、具体的にそのように試験をするようなところはないのではないかと私どもは承知しております。それと、国立の研究機関につきましては、厚生労働省の出先とい

いますか、北海道薬用植物栽培試験場というところが該当するのではないかと。独立行政法人につきましては、北農研センターですとか、産総研の北海道センター。民間企業につきましては、北海三共さん、北海道グリーンバイオ研究所さん、この2か所くらいではないかと、あげますと10数か所程度になると思いますけれども、そういうところが、今のところ、実質可能性があるのではないかと考えているところであります。

それと、先ほどの西埜委員からのご質問ですけれども、事業者等の「等」というのはどういうことかというご質問でございます。私ども、「等」には、民間企業と個人という方がいらっしゃるのではないかと考えております。個人で研究所のようなものを設立されて、民間企業も同じですけれども、それを業務として実施する人は、実施条件の適用を受けて実施できる者として考えているところであります。ただ、この方が、交雑の防止とか、混入の防止という措置をきちんと執れるかということは、また、別途、第三者機関の中できちんと評価していく、そういう仕組みを今考えているところでございます。

松井座長：ありがとうございます。可能性のある機関としては、これくらいで。引き続き質問を。河道前委員どうぞ。

河道前委員：先ほどから、基本認識をどこに置くかということいろいろ意見が交錯しているように思いますけれども、私としては、先ほど道の事務局から説明がありました、食の安全・安心条例の中の具体的な施策の中の遺伝子組換え作物の栽培の規制の中に、道は、遺伝子組換え作物の屋外での栽培について、消費者や生産者の理解が得られなければ、屋外での栽培を行わせないと基本認識、ということが基本認識だと思っております。その後、ただし、試験研究機関等という部分に入るのでけれども、栽培の実施条件など必要な事項を規定するというのが、道の条例の骨子案にあるわけですね。その実施条件の検討会というのが、今の検討会と認識していますので、1番目の趣旨にありますように、消費者や生産者の理解が得られなければ、開放系での遺伝子組換え作物の栽培を行わせないと、ここにもあります、同じ言葉があると思うのですが、これが基本認識というふうに認識しています。プラスして言わせて頂ければ、この消費者や生産者の理解が得られるというのは、具体的にはどういうことなのかということも教えて頂きたいと思っております。

松井座長：これに関しては、道の方から。

羽貝参事：その具体的な仕組みが、今回、提案をさせて頂いている第三者評価機関で個別に審査をするという仕組みです。

松井座長：例えば、私もどういう認識なのかは、先ほど6割、7割の人が不安を抱いているという説明があったと思いますが、そういう意味で、道民の最大多数が不安を抱けば、ということならば、どういう調査方法なのか、あるいは将来的にどういう状況だったら、どうやって調べて、どういう結果ならば、理解が得られるのだろうと判断するか、その辺のある方法での結果をどう解釈していくのかということかと思いますが、ちょっと難しいでしょうか。

東室長：最終的に全員の方が理解するとか、しないとかというのは、個人の自由でございますので、なかなか判断難しいと思っておりますけれども、一番最初の第1回のときに議論したように、遺伝子組換え作物については、一件一件審査して、認める、認めないということを道が決めるということでございますので、全てが良いとか、全てが悪いとかいう議論にはならない。良いものに安全な措置が執られていて、実験可能なものについては、積極的に認めていく。危ないもの、疑義があるものについては、修正してもらったり、認めないということは、当然起きると思います。もう既に、食品の中には、遺伝子組換え作物、一般栽培を認められているものもありますし、実際に流通して食べているものもございまして。そういう意味で、全ての遺伝子組換え作物が危ないとか、安全だとか、そういう議論ではないと思っております。ですから、こういう手続きをとって、安全な仕組みの中で試験栽培がされて、その結果、国において安全であると認められたものについては、安全だろうと思っておりますし、それはそれで認められていくのではないかと。そういうシステムがきちんとできあがってくれば、遺伝子組換え食品についても、あるいは今後、永遠に実験というのは続くわけですから、安全な実験の仕組みについても理解が進んでいくのではないかと。ですから、何パーセントというのは、なかなか難しいと思いません。自動車について危ないと思っている人も、まだいないとも限りませんので、そういう意味では全

である時点で安全である、安全でないという議論をしても仕方がないのではないかと思います。

松井座長：まだまだ、議論あるかと思いますがけれども、前回、確認しましたように、この事実、賛否両論ある中でも、将来的に大変重要なものになるであろうと推測するというのを、多分、多くの人が共通の認識として考えていくと思います。どちらかといいますと、私の判断では、いわゆるバイオ産業と考えられてる方は、生物に関するものは全部ですから、広く考えて将来的にいろんな技術が出てくる。その中で生産者、消費者というのは、私に言わせれば、バイオ産業の中でも農業というものに限るものに対して、今、先発的な形で生産、あるいは食べるというものが出ていて、その辺の多少ずれがあると思います。ご意見の中では、全く否定というのではなくて、推進するにしても非常に慎重であるからこそ、このような約束の下で、試験研究をして欲しいという認識だと思えますし、この現状においては、やむを得ないと私は判断いたします。そういうことで、やはり、バイオ産業に重要なニーズで、最低限、試験研究は、一番の心配はこれから問題にしたいと思います、やはり、交雑ということだと思えます。それを避けながらどのようにやって頂くか、科学者、試験機関から言いますと、一つでも何かがかかるといのは、窮屈で、勝手にやりたいという意識は私には分かりますが、現状においては、理解を得る方法の一つとして、ある程度歩み寄る。また、慎重な方もその辺を理解してやらせてみる。両者の歩み寄りで成り立つと思いますので、ご理解頂きたいと思えます。

石塚委員：先ほど、下館委員の方から基本認識の1番について言及がありましたけれども、この検討委員会が設置された背景には、ガイドラインができた上での検討会だと思えます。ガイドラインの基本認識は四つ項目があって、バイオテクノロジーの研究開発は、将来的な本道の産業振興に有用だというのは、そのうちの1番目ですね、あとの三つは、道民が強い不安をもっていると、そういう状況の中で、開放系での栽培については規制していかなければならないと、ここの基本認識をちょっとおざなりにされているのではないかと思います。私は、この間いろいろな農業の仲間ですとか、研究者の方にもいろいろ教えて頂く機会も得まして、昨日も佐藤委員のところにお邪魔して、いろいろ教えて頂いたのですけれども、一般の農家ですとか、消費者の人とも第1回の検討会から日が経ってましても、その間、お話する機会がありました。ほとんどの方の認識は、一般のほ場での開放系の栽培を規制するのに、何故、試験研究であれば開放系で良いのか、それはおかしいのではないかと。単純に考えてもそのとおりですよ、私もそう思います。やはり開放系であれば、一般のほ場であろうと、試験研究機関のほ場であろうと、開放系は開放系で環境とつながっているわけですから、ここを一番不安に思えます。先ほど、座長が一番心配なのは交雑だとおっしゃいましたけれど、本当に皆、それを心配しているんです。特に生産者はそこを心配してるんです。今現在、これだけ根強い不安、技術に対する不信感がありますから、今の段階で、開放系で作物を、試験研究であろうと実施していくのは、ちょっと無理があるのではないかと。私、この検討会的前提を覆すようなことを申し上げて申し訳ないですけれども、実際のところ、そういう認識を持っております。もし、そうであれば、例えば、十分に道民の方がこの技術を知る時間が必要ですよとか、もっと議論をする時間が必要ですよとか、今後、必要になってくるのではないかと考えていて、昨日も北農研センターの佐藤委員のところ、私も初めてパーティクルガンを見せてもらいまして、思ったより小さいもので、こういうものかというのを初めて目にして、現実味のある勉強をできたのですけれども、そういう機会ももしかすると、もっともっと必要なのではないかと思います。ですから、例えば、この検討会で作られる実施条件を適用する時期を、来年ということではなくて、例えば、3年後とか5年後とかに設定しておいて、その間は閉鎖系でのみ試験研究すると、例えば、前回、松村委員がおっしゃっていましたが、遺伝子組換え作物といっても十把一絡げにするなど、例えば、開花時期前に収穫するものもあるとおっしゃってました。例えば、そういうものに限定するとか、もしくは、北農研センターに立派な閉鎖系の温室もできたわけですから、そういうところで、この間、限られた期間ですけれども、閉鎖系でのみ試験研究を行って、十分に道民の理解や情報が周知徹底された中で、初めて実施条件をクリアしながら開放系でやっていくと、そのくらいのことが必要ではないかということ、私はこの間いろいろな人と話をして痛感しています。

松井座長：私自身も、いわゆる慎重派の方から同じような意見を多く聞いております。ただ、科学的に言うのなら、何故、そういう意見が出るのか、どういうデータをもってかということになります。

私は否定するわけではないです。一方で、例えば、農水省で出しているガイドラインでは、稲ならば20メートル離せばいいとか、トウモロコシなら600メートル離せばいいとか、これは、いいかげんに出てきたものではなくて、今まで、多くの人に意見を聞いて出てきた話だと思えます。どちらを信じるかというのは、難しい話ですけども、ただ、私個人としては、今は、科学的なデータに基づいて進まなければならない。ただ一つ、石塚委員の一番心配するところ、そのとおりですが、こちらの方に第三者評価のところでも慎重に検討する。何が一番の観点かということ、今おっしゃった交雑ということですから、その辺で、私としてはクリアして頂きたいと思えます。即ち、このままこういったものが作られないと、両者にとって不幸な事態ではないかと私は強く思うわけであります。その辺を議論して、その辺の観点から、許可、イエス、ノーをしてもらうということを作った方が、むしろこれからの作業としては良いだろうし、今の現状では、多くの説明不足とか、誤解とか、あるいはお互いの一方的な理解とか、いろんなことがありますから、こういうものが作られるということ自体が、他の都府県に先駆けて、北海道で正しい形の相談の場、あるいは判定の場ができるというふうに、良心的に考えて頂きたいと思えます。

下館委員：この趣旨の入口のところ、時間をたくさんとるつもりはございません。ただ、この基本認識というのは、対外的にも非常に大きなインパクトを与えるものですから、今、北海道をあげて、道庁だけでなく、官民あげて、バイオテクノロジーというのは、スーパークラスターの両輪の一つとして一所懸命やっているわけです。産学官でやっている。やはり、基本的にそういうバイオテクノロジーというのは、北海道としてはこれは有用なものだ、という認識を持ってますということは、いろんなところでアピールすべきではなかろうかと、ただし、まさにここにあるような、しかしながらというか、ただしとなるのが分かりませんけれども、前回のところでは、しかしという言葉を使っていますし、このようなことがあるので、これは、やはり皆でこういう場で検討するということではなかろうかと。ですから、基本認識として、前回もこういうかたちで、この場で認識してるわけだから、ここの前のところに、そういうような前段のお話があっても然るべきではなかろうかという趣旨でございます。

松村委員：小砂委員の質問は非常にシンプルな話ではないかと思えます。ガイドラインについて石塚委員も話されていたように、基本認識で遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発は云々というところがあり、前回の6月の第1回の検討会の基本認識のところでも、同じような条項が掲げられていますが、今回の資料ではそれが抜けたということで、単純に道の道産食品安全室の資料となっていますけれども、考えが変わったのか、それとも、そういう考えは持たなくなったという話なのか。もし持っているのであれば、記載があってもおかしくないのではないかと。ですから、安全室が今どうお考えなのかという質問ではないかと思うので、安全室に答えて頂ければ済む話ではないかと思えます。

松井座長：道の方から何かコメントありますか。

東室長：道産食品安全室といたしましては、ガイドラインに立った第1回の時の認識と変わりはございません。ですから、バイオテクノロジー、特に遺伝子組換え技術、それを利用したバイオテクノロジー、バイオ産業、これらについては、道の将来の産業振興に必要であるし、そのために、遺伝子組換え技術そのものは有用であるという認識は、何ら変わったところではありません。ただ、前回の6月1日の段階の資料3の基本認識の中には、確かに遺伝子組換え技術の有用性については、触れております。今回は書いてなかったというだけの話で、決してそこを否定したわけではございません。

佐藤委員：基本認識に変更ないというお答えでしたので、それについてはこれ以上お話しません。石塚委員の方から私の名前が何度も出たので、発言しないといけなそうと思ひまして。石塚委員、大熊委員、河道前委員のように、是非、私どもの研究センターにいられて、実際に遺伝子組換えをやっている様子であるとか、遺伝子組換え体を見て頂きたいと思ひています。それを目の前にしながら議論したいと思ひます。さて、道庁の方にすごく単純な質問をします。趣旨のところ栽培を行わせないとの表現があります。それから、許可制度ということが後に出てきます。これが意味することは、北海道は遺伝子組換えの屋外での栽培を禁止するということなんでしょうか。行わせないというのは、禁止の表現ですよね。それから、許可というのは、禁止状態にあるものについて、ある一定の条件を

クリアすればその禁止を解除するという意味だと思いますが、この言葉を使っているということは、やはり道は条例で禁止しようとしているのですか、それともそうではないのですか。これについて、シンプルなお答えをお願いいたします。

多田主幹：許可制という行為自体、法律的に難しいことかもしれませんが、許可というのは一般的には禁止されます。しかし、ある条件を認めたものには、許可を与えますという考え方に立っているのは事実で、今回もそういった意味では、第三者機関の評価で、きちんと交雑・混入の防止が図れるものについて、許可を与えるということを、今、想定しているところです。

佐藤委員：禁止するということですね。原則として禁止する。

下館委員：私もシンプルに。後で、この辺は当然皆さんで議論されることになると思いますけれども、国の方で遺伝子組換えに関する法律がございますけれども、カルタヘナ法という法律があって、この法律でもって、要は主務大臣が承認をすると。承認をした案件について、申請があって今のようなお考え方ですということなのかどうか、その辺のところだけお聞きさせていただきたいのですが。

多田主幹：カルタヘナ法と条例で許可制をするということの考え方ですけれども、ちょっと長くなるかもしれません。まず、カルタヘナ法という法の目的は、生物の多様性を確保するというための法律です。その法律において、例えば、遺伝子組換え作物を使用することによって、生態系を損なうことのないように、多様性を損なうことのないように、第一種使用規程が承認されているわけです。その影響評価が実際にカルタヘナ法で行われているわけですが、その場合、遺伝子組換え作物の場合であったとすれば、野生生物を対象として環境の影響評価を行っておりまして、一般作物との評価というのは除外されているところであります。従って、一般作物は人為的にコントロールができるということで、一般作物との交雑は刈り取ってしまえば、それで、生態系、生物の多様性には影響がないということで済むというような考え方に立っているところでございます。ところが、一端、交雑が起こってしまえば、商業栽培している農家は、実質的に経済的な損害が起きたり、商品価値の低下が起きたり、食品の安全性さえ脅かされるというようなことがあるわけですし、この条例では、そういったことが起きないように、一定の許可制というものを導入していきたいということで、カルタヘナ法の目的と今回の条例の目的というのは、全く別物であると、事務局としては考えているところであります。

松井座長：いろいろご議論あるところだと思いますが、後からまた再びできる議論だと思いますので、3番目に移らせて頂きます。対象とする遺伝子組換え作物ということで、もう一度、5行ほど簡単に読みますと、開放系での栽培試験が実施できる遺伝子組換え作物は、道内に所在する試験研究機関等が開発した遺伝子組換え作物とする。それから、道内に所在する試験研究機関等が参画した共同研究等で開発された遺伝子組換え作物は、道内に所在するものと同じ扱いにする。これに関して前回いろいろと議論ができました。これの別紙ということで一枚もあります。前回の主な意見、それに対して道のほうから考え方というのがいくつかあります。ここについてご議論頂きたいと思えます。

道内という考え方、いろいろ前回ありました。研究というのは道内とか、あるいは国内とかいうのではなくて、資料など外国から求められまたは、求めということがたくさんありますので、純道産子というような試験研究の場合には、非常に難しいことかと思えます。ただ、それを共同研究という形で、国内の、あるいは外国であっても常識の範囲で、そういうことであれば、道内と見なす。逆に言えば、多分表現できないのかもしれませんが、外国のある特定の会社等が、北海道という大地を、道民の益にならないようなものに対して、勝手に試験的に使われてはたまったものではないというようなことが隠されていると想像しますが、それによって、道内の道民の益になる試験研究が妨げられては、これまた大きな問題かと思えます。そういう観点から、実際にやっている人、または近い人からご意見があるかと思えますが、いかがでしょうか。

まず、西村委員から。

西村委員：一つは、基本的には道内に所在する試験研究機関ということで、これは、道外の試験研究、あるいはある道外の企業が開発した遺伝子組換え作物を道内の試験研究機関と共同で行う場合においても、これはあくまでも道内の試験研究機関が責任をもってやるわけですから、それも、先ほどのこれから出てくる許可制という形でやっていくわけですから、そう意味では、内容的にはリーズナ

ブルではなかろうかと私は思っています。

小砂委員：この別紙の提案の考え方という四つの項目に書かれております、この四つとも見ましても、世界中から遺伝子組換え作物が道内に持ち込まれるという、そういったことが実際にあり得るのかと。そのためにそういった許可制だとか、この案の中に書かれているわけですがけれども、そういった中でクリアしていけば、ある程度のそういった世界中からそんな作物が持ち込まれるというようなことはないのではないか。それから、単なる栽培試験の実施のための道内の参入ではなく、研究者を集めてというのは、実際にこのようなことが起き得るのかと。実際にそういった厳しい状況の中で、規制の中で道外から道内に根付いて研究をやっていこうといった人が実際にあるのかと。これはおかしな考え方ではないかと思えます。その他、二つほどありますけれど、いずれにしても、道内だけというふう限定いたしますと、こういった作物の適用性の問題とか、安全性の確認とか、評価方法、あらゆる面に道内だけとなってまいりますと、限定されてしまって、いろんな評価ができなくなってしまいます。安全性の確認についても、先ほどからここで言われているのは、安全をいかに確認するかといったことで、例えば、道外で栽培された作物が道内に移入されてきて、それを我々が食にしている。そういった場合の安全性をどうやって確認するのかといった問題もありますし、道内で生まれたものでなければ駄目だというのは、全く非常にナンセンスな考え方ではないかと思えます。

松井座長：ありがとうございます。私自身のこれまた推測ですが、小砂委員と同様に海外の人が、いろいろ厳しい北海道に持ち込んでというのは、やはり起こり得ないとは思いますが、正直言いますとやはり非常に慎重な中の人には、そういう危惧もあるのではないかと、間違いなくいらっしゃると思えますので、そういうことを大変余計というか、心配もあるかもしれませんが、推進する者に対しては、むしろマイナスのものではないのではないかと。ただ、道外のことに限りませんと非常に大きな問題があります。ただ、西村委員のおっしゃるように、共同研究、それらによって、紳士的な範囲で日本国のいろんな中のことを共同で作業をやるということは、やはり、私もリーズナブルかと。ただ、実際にこれまで、あるいは今後を想定して、松村委員や佐藤委員などから、大きな不都合があれば、やはりちょっと考える、あるいは小さなものであれば、いろいろ心配されている方がいらっしゃるわけですから、多少のご不満はやはり歩み寄ってと思えますので、後から佐藤委員、西村委員、松村委員からご意見頂きたいと思えます。

大熊委員どうぞ。

大熊委員：私は研究者ではありませんので、具体的に、例えば道内の企業に限った単独の研究と実際に共同で研究されているものとがどのくらいの割合であるのか、現実的な問題として、道内だけに限った場合、研究自体が不可能であるというくらいのレベルのものであるかどうかということも分かりませんので、一つそれを説明して頂きたいと思えます。私は基本的に道のこの案の姿勢については賛成です。今、何名かの委員の方から、試験栽培の規定さえしっかりしていれば、内容とどういった研究機関、研究実施主体がどこであっても良いでないかというような意見があったと思えますけれども、決してそういうものではないと思えます。先ほどから何度も言われているように、やはり、遺伝子組換えに対しては非常に強い反対があります。反対の意識がある中で、研究機関だけは研究の芽を摘まないように実施しよう、それに関して、規定さえ付けていけば、どこから入ってきても良いというものではないと思えます。研究の姿勢として、それで、やはり、それは厳しく規制したほうが良いと思えます。

それと、この内容について、前回は道内のものに限るというような提案だったと思えますが、今回は共同研究も同列に見なすという一文になりました。それで、共同研究の内容について、私はちょっとこれだけでは非常に曖昧ですので、例えば、共同研究といっても、道内の企業、あるいは研究機関と道外との人員的な割合がどれくらいか、あるいは研究費の割合がどのくらいか、あるいは最初は共同研究でスタートしたけれども、道内企業もしくは機関が手を引いて、道外が最終的に研究をするようになったとか、そういう状態も考えられるのではないかという不安があります。ですから、これをもうちょっと具体的に項目で明文化して頂きたいと思えます。先ほどから常識の範囲でとか、外国からの企業がどんどん入ってきてということはないと思う、ありえないでしょうというご意見が出ていますが、そういう、だろう、しょう、ではなくて、やはり、条例で規定するからには、しっかり

と明文化するということは必要だと思います。

松井座長：共同の範囲内と言いますか、組換え作物を作る前にいろんな研究材料、アイデア等とかあるんです。

西村委員：二つあるんですけども、一つはその共同研究、これは数字を出すというのは不可能。現実にあらゆるサイエンスと言いますか、科学の分野でいろんな試験研究、大学を含むところで共同研究をやっていますが、それを北海道の部分がどのくらいで、本州のところがどうかというのは全く見えない。人数だって言うことができない。そういう比率はですね。そういう意味では非常に曖昧ではありますがけれども、やはり共同研究、ただし、責任は、やはり北海道内の試験研究機関が、道への許可制と言いますか、こういう形であれば、それは別に不安というのは無いと思いますし、先ほど私がリーズナブルだと言ったのは、小砂委員から出た世界中から試験研究段階で遺伝子組み換え作物云々とありますが、要するに外国からの遺伝資源を持ち込む事自身は、何の問題もないと思います。ですからそういった物は外国から持ち込んで、それもいけないというのはそれはおかしな話です。それを北海道でやるかやらないかというのは、先ほどの評価委員会の委員会を通してやっていくわけですから、もちろんそれが認められるのであれば。ですから、それは責任はあくまでも北海道の試験研究機関が。どうしても遺伝資源として外国から持ってこなければならぬ。それを北海道の実際に作っている作物とか遺伝子組み換えという研究というのは、やはりこれからの北海道のバイオ産業の発展にはどうしても必要な場合が出てくる。100%そうなるかどうかは全く分かりませんが、それまで言えないというのは全くおかしなことです。ということで、大熊委員から出たその比率、どのくらいの研究費の比率だとか、人数とか、それは数字は出せないというふうにお答えしたい。

松井座長：大熊委員の質問、その他に関して意見頂きましたけれども、同じようにこの辺に関して。

菊地委員：私どもの試験場でもちょっと論議があったのですが、この共同研究等の「等」がやはり非常に曖昧な形で表現されていて、共同研究等の中身は何を示しているのか。私も研究者ですから、共同研究の範囲が、今、西村先生がおっしゃったように広いというのは重々承知の上で伺うのですが、事務局側として、「等」としては、その意味辺りを明解にご説明頂きたい。

松井座長：「等」に限って、お話してください。

多田主幹：共同研究等の「等」には、例えばプロジェクト事業ですとか、コンソーシアム事業とか、あるいは同じ組織の中でも、本所、支所で共同で実施する試験とか、そういったものがありまして、基本的にはそういった個々の違う組織同士で共同研究というものをやる場合には、契約ですとか規定ですとか、そういうものに基づいているものを想定しているところであります。

菊地委員：その場合、この関係書類の提出などが求められると、当然そういう格好になりますよね。それによって、この共同研究の中身がどうなっているのか、この研究でA研究機関とB研究機関はこういう関係になっていて、実質的にこういうことをやってるということが、もちろん文章できちんと示されて、それに対して評価委員の方で判定をすると理解してよろしいのですか。

松井座長：先ほどから大熊委員の意見に関連してご意見どうでしょうか。松村委員どうでしょうか。

松村委員：大熊委員の質問は、非常に答えにくい質問なのですが、その前に、菊地委員の評価委員の中で共同研究の形態といった事も評価委員の検討案の中にあるのかどうか、というのはまだ分かってないこと。評価委員会ではなくて申請団体の話ではないのかと。これは、後々この検討会の議論になるとして。非常に私自身は、道外の研究者、研究団体と共同研究を多数やっております。お金ですとか、人員の配置ですとかという割合は、ある意味では規定しようがないところが正直。例えば、研究を3年間やりました、道内の研究者が最初は2人でしたけれども、途中2年目5人になって最後の1年目は1人になりましたと。逆に道外の、特に人も移動しますし、研究の費用のかかり方というのは、どこまでがこの研究自体にかかったのか、研究に使った機器は元々どちらの組織のものなのかとか、それにかかったお金はいくらなのかと、いろんな事を言われてしまうと全く算出ができないのではないかと思います。問題にされるのは比率の問題ではなくて、道内の研究者が道内でこれをやる場合に、例え道外が何か所あると、どういう比率だろうと、きちんと責任を持ってくれます、持つべきですということではないでしょうか。その辺がケースバイケースで、本当に研究はたくさんあるし、コンソーシアムもプロジェクトもいろいろあります。それに関して規定を作ること自体を道にお任せ

しましようといってもできないと思いますし、われわれに知恵を貸してくれといっても、われわれの例を網羅する、羅列するだけでまとまらないというのが正直な感覚です。それは多分、松井先生も佐藤委員も同じ意見だと思います。

菊地委員：今の松村委員のお話、それからその前の西村委員、曰く言い難いところがあるというお話でしたけれども、私はそれはちょっと違うと思います。もちろん道の試験研究機関、特に農業試験場などにおきましては、この共同研究をやっておりますけれども、これは、相手が国であれ、それから民間の企業であれ、共同研究契約をきちんと結んで、その成果品、研究の成果に対する権利関係も、きちんと定義をして共同研究を始めております。研究協力という曖昧な分野もありますけれども、組換え作物の開発に関わるような重要な研究につきましては、契約なくして協力とか共同とかはあり得ないのではないかと。契約書のコピー1つ出せば、どういう権利関係になっているのかははっきり分かりますし、それは何も心配ないと思います。むしろ、ここは共同研究として契約書を添付させるというふうにした方が誤解がない。ちなみに、やはり研究というのは、ネットワークでやらなければなりませんし、その場合、最も重要なのは、権利関係について予めきちんと契約するということですので、私はそういうことであれば、問題ないと思っております。

松井座長：まず大熊委員から。

大熊委員：私の意見ですけれども、それは共同研究になった場合、最終的にどこが責任を持つのか、というのを問うたのではなくて、この提案の考え方の中に、北海道が単なる遺伝子組換え作物の栽培試験場と化すことを防止するという、この一文が、共同研究の定義が曖昧であるために、結局共同研究という名の下に、実際蓋を開けてみたら、道外の企業ないしは研究機関の実験の場になっていた。この一文が骨抜きになってしまうのではないかと不安からお聞きしたのです。やはり、せっかくこの趣旨に基づいて出された提案ですので、これを生かす形でできるだけ具体的に出して頂きたいと思います。

松井座長：まず、松村委員。

松村委員：そうすると、共同研究の人員の割合とか比率の割合ではなくて、どの段階から共同研究が始まっていたのかということが、非常に一つの重要な事だと思えます。組換え体を作る研究の発想、アイデア自体のところか、単に道外の研究機関で組換え体まで作りまして、その栽培試験の所から道内の研究者と共同研究しましようという話と、全く違ってくると思えます。後者の方ですと、今おっしゃるような提案の考え方の中にあるような骨抜きになってしまうという懸念は確かにあるかと思えますけれども、最初からこうやって作っていきこうという共同研究でスタートしていくと、そういう発想ではないかと思えます。ご理解頂けましたか。

松井座長：西村委員。

西村委員：今のお答えで大体良いんですけれども、先ほど菊地委員がおっしゃったことで、一つ一つの課題について、それを契約して人数がどのくらいで、予算がどうだと、それは当たり前なことです。そうではなくて、こういった一般的な開放系における遺伝子組換えをやるのに、共同研究で何%の北海道側がどのくらいで本州側のどこかがというのは言えないということです。一般的に内容によって全部違う。一つ一つの課題についてならば、そういった総額のプロジェクトの金額がいくらあって、どういう人員でというのは全部分かるわけです。そのときには、こういう許可という形でやるならば、書面を付けることはできるのです。そうではなくて、一般的な話として、この3番のところですけれども、遺伝子組換え作物に関する何らかの共同研究でと、その共同研究は、ただし書きで何%が北海道側で本州がどれくらいというのは言えないということを言っているわけです。

菊地委員：ここの書き方が、私はちょっと曖昧だろうと。この遺伝子組換え作物、これがもう既に存在しているということから経緯がよく分からない。そういう遺伝子組換え作物もあります。問題はそれを誰が責任を持って試験するのかと。今そういうことを西村先生はイメージしておっしゃられているのではないかと、私は理解しているのですけれども、そういうことですよ。

西村委員：責任を持つというのは道内の試験研究機関。

菊地委員：ここでいう個別に申請された作物の来歴も含めて、どういう栽培試験をやるかというのは極めて個別的な案件ですから、その際にその申請した研究機関とその共同研究機関がどういう関係

にあるのか、やはりこの辺のところはきちんと整理して出せるといいますし、その関係が共同研究契約だろうと私は言っているのです。

西村委員：それは申請書の中の内容だと思います。

佐藤委員：今までの議論の流れですと、組換え体の開発段階から関わってないと、もうそれは北海道では栽培させませんということになります。それで良いのでしょうか。本州のどこかの研究所、例えばつくばの農業生物資源研究所が作った組換え体は、門前払いとなってしまいます。北海道にとって利益をもたらす可能性を秘めたものであったとしても、このままですとそれを門前払いするという形になってしまいます。昨年度私達の研究センターでは農業生物資源研究所が開発した組換え体を栽培しました。それは協定研究という形で試験栽培しました。共同研究とは厳密に言えば違うわけです。試験栽培する主体は私達、北農研ですけれども、開発したのは農業生物資源研究所。こういったものも、今までの議論の流れだと全部否定されてしまうことになる。門前払いにされてしまう。北海道にとって将来利益をもたらす可能性があるものですら、門前払いになってしまうことは、できれば避けて欲しいと思います。

松井座長：今の問題は大きいと思いますが、道の方どうお考えですか。

東室長：昨年行われた稲の研究の話ですね。

佐藤委員：今後、道にとって利益をもたらす可能性のあるものまで、ここで門前払いしてしまってよろしいのでしょうかということです。

東室長：北海道のために開発するということは、よその県が勝手にやるということはあるのでしょうか。

佐藤委員：例えば、私はタマネギの育種をやったのですけれども、今、北海道でタマネギの生産は重要ですよ。その品種はどこが開発したと思われますか。複数ありますが、どれも道外の民間種苗会社です。9割以上です、シェアは。その品種は、北海道のタマネギの生産及び経済的な効果において、多大な貢献をしていると思うのです。例えば、そういったものを閉め出してよろしいのでしょうかということです。

松井座長：私自身、科学者、自分もその仲間とは思いますが、肩を持つつもりは一つもありません。ただ、研究というものはどうあるのかと言いますと、大変、普通の人には必要かもしれませんが、やってる人がどういった論理の展開をするか、あるいはその人の知的好奇心という誤解を得るかもしれませんが、やはりやっけてももっと色々知りたいというのが大変あります。初めから北海道のためにとか、何か目的があってという研究もたくさんありますけれども、基礎であればあるほど、そういうものから遠いものです。

それから、共同研究というのも研究のどの段階の共同研究かによって研究費、あるいは人、仲間になるかならないか、非常に正直言って書きにくいものです。試験研究であるからには、例えば科学者にとっては、勝手に好きなようにどうぞおやり下さい、これが科学という目で見れば、正しい表現だと思います。しかし、現実的にこの遺伝子組換え作物は、一般の人は大変大きな不安を持っている。というのは1割か2割か、あるいは6割か7割か分かりませんが、大きな関心事になっているということは事実でありますので、この科学技術は社会的に私は必ず根付くものであると信じております。いわゆる本当に反対という人もおります。ただ、見かけ上反対と言う人は私に言わせれば非常に慎重派というふうに考えます。ただ、1年か10年後か100年か1000年後かこれはわかりません。科学技術のほとんどは、その時は受け入れられないけれども、時間が経つと受け入れられます。だったらなおさら、不安だという気持ちも大事にして、今、科学研究というのは、共同研究というのは非常に曖昧で、例えば全て道外で作って栽培だけちょっと北海道の条件でやってみてくれないかと、分かりましたと、いわゆる一緒に汗を流すわけですから共同研究という場合もこの場合になります。これも、やはり正直言って認めて頂けなければ、研究というのは進みません。ただ、やはり先ほどから菊地委員あるいは大熊委員がおっしゃるように、科学者としては大変煩雑な作業をさせられると思いますけれども、今の状況では一緒にやるんだという作業、これをするという状況で多少面倒なことかもしれないで、理解を求めることから書類を作っていくということは、大変大事な事ではないかと思えます。私の意見が正しいとは申しません。ご意見ここで全員から頂きたいと思えます。

松井座長：はい、西埜委員。

西埜委員：北海道が考えたことにつきましては、単なる北海道を試験地とするなという事はよく理解できます。ただ、本当にこれでいいのかという疑問があります。一つは北海道、将来バイオ産業ですか、もうひとつはどういう方、どういふ方といいていいか分かりませんが規制緩和が進む中、条例でどこまで規制ができるのかが疑問と思っております。この辺じっくり検討お願いしたいです。

松井座長：道の方、その辺ご意見何かコメント頂けませんか。

東室長：遺伝子組換えの作物で、今現在、北海道のためにどこかの都府県で開発する場合があるのですかという意味でお聞きしたので、育種に国境はないというのは私も畜産屋ですから分かっております。そういう意味で、我々もこの別紙の提案の考え方、大熊委員もおっしゃってますけれども、単なる全国のGM作物の栽培委託試験地のようなスタイルになるのは困るという意味でございまして、必ずしも、道のこの考え方は事務局の提案でございまして、皆様のご意見を頂いて、いろいろと、今後考えていきたいと思っております。今、佐藤委員、座長のおっしゃられた様なおことはよく理解してるつもりでございまして。

松井座長：ご意見は。

河道前委員：今の3に関して、私は道のこの案に賛成です。昨日、私も北農研に行って、いろいろ勉強させて頂きました。そのときに消費者がどのような部分に心配しているかということ、本当に忌憚りの無いところ、佐藤委員にお話したんですけども、やはり、今、道内で反対してるのは不安な要素が明らかにされないまま、どんどん栽培する、あるいはこのような検討会で実施条件を決めていく、そのこと自体にも、まだ消費者の不安というのは全然変化してないわけです。ですから、消費者協会でも去年の7月に国に要望した中にいろいろな不安な要素、例えば一番が環境問題ですけども、そういう部分をはっきりするまでは、試験栽培を凍結して欲しいという要請をしました。そういう基本にある消費者の不安を置いたまま、あれもいいんじゃないか、これもいいんじゃないかという形で進めるのはどうかと思います。その前に研究者の方が、自らこの辺の不安を取り除くような研究をされるとか、その辺を期待したいと思っております。ですから、先ほど菊地委員から出ましたような共同研究については、そういう契約書を添付するとか、そういう項目について非常に良い案かと思っております。

松井座長：後からまた議論すると思いますが、交雑の場合のモニタリングというのも後から議論になると思います。いろんな事でいわゆる消費者と申しますか、慎重な方の信頼を得る方法、多少煩雑でも私はしていくべきではないか。ただ、これが10年とか20年とか言いますと、私は大きな疑問がありますけれども、一番最初に述べられましたように、これも含めた安心・安全の条例の中で、社会的な情勢の下で、あるいは科学技術の発展と共に、多分3年、あるいは数年ということでしょうけれども、見直すということがあるからこそ、私は今、歩み寄りを求めるわけでありまして。

菊地委員どうぞ。

菊地委員：先生のおっしゃるとおり、その辺はよく理解させて頂いております。先ほど品種ということで、道外で開発された品種が北海道に持ち込まれるという自体に対してどう対応するか、組換え作物ということに限らず、そういう問題は、先ほど佐藤さんからお話あったとおりです。私も育成者の端くれとして、やはり我々道立の試験場に勤めるものとして、北海道のために品種改良をずっとやってまいりましたし、今後もその姿勢に変わりはありません。そうした中で、組換え作物に限らず、消費者の皆さん、あるいは生産者の皆さんから不安を持たれるような、そういう状態の中で、これが50年後、100年後認められるかもしれないと思うにしても、そういう育種をやるというのはなかなかこれは大変なこととして、辛い部分が非常にございまして。従いまして、今、河道前委員からお話ありましたように、やはりその基本的には、そういう不安、消費者、生産者の皆さんに不安を与えないようなギリギリの策を講じて、それで道内のために品種を開発するというのが筋だと思っております。組換え作物に限らず、よそで開発されたものを北海道にそのままストレートに持ってくるのは、個人的には全くもって、これは悔しい限りでございまして、これは是非条例で全てのタマネギを含めて道外品種は道内で栽培禁止、このくらいの事を私はやって頂けたらというふうに思っております。ちょっと本文から外れて申し訳ございません。

松井座長：はい大熊委員。

大熊委員：これは、研究者の方達からご覧になると、この条例文に盛り込むのは厳しいと思われるかもしれないですけれど、今現在、日本全国どこの都道府県で試験栽培がされても、やはり地元の人たちから非常に強い反対があると思います。ですから、どこの研究機関であろうと開放系のほ場で栽培するのは、非常に厳しい状況であると思います。それで、私が不安に思うところがここなのです。自分のところの都道府県で試験栽培をしていいなどという項目を盛り込んだ条例は、全国どこにもないわけですから、どこの都道府県でも自分の所でやってもいいと受け入れる中で、北海道だけが駄目だといっているわけではないと思います。もし、今回の条例の中で共同研究ならば良いと、その中身は問わないというのであれば、北海道は条例で保証されているから、やはり、地元の反対を押してまで研究をするのではなくて、北海道に持って行って研究をしようと、本当に北海道が研究のための土地として利用される、そういう面が出てくるのではないのでしょうか。この懸念が非常に強くありますので、ここは、非常に大事なところだと私は思います。

松井座長：ありがとうございます。まさに、北海道の条例ですから、その辺は大事でしょうし、また、菊地委員の立場としても、そのとおりだと思います。ただ、国の機関にいる私個人として申しますと、もちろん北海道の農民のためにというのを大事としましても、広く最終的には、大袈裟かもしれませんが、地球全体のためにどうかという観点から、やってるものもたくさんいるということですし、特に普通の品種改良と違いまして、知的生産物ということで、日本人には馴染まないかもしれませんが、特許というものが絡んでまいります。そうすると、嫌でも、世界との中での日本の技術というようなことを考えないといけませんので、全体の中での北海道としてというのが、多少あるかと思えます。ただ、研究者にとっては、先ほど申しましたとおり、何も無いのが一番やりやすい研究ですから、少しでも何かがあるというのは厳しくなりますし、この条件は、研究者にとっては間違いなくかなり厳しいものと私は理解しています。これが10年、20年ですと大きな問題もあると思えますが、数年で見直すということで、厳しくても、ある程度受け入れざるを得ないと思っているところです。松村委員どうぞ。

松村委員：先ほど大熊委員の方から発言があったんですが、聞き違いかもしれないので、間違えていたら申し訳ありません。原則、地方自治体で組換え体の開放系での栽培を禁止すると宣言を出されたのは、多分、北海道が自治体としては全国で初めてだと思います。原則禁止であるとしたのは。他の都道府県の方では、地方自治体、都道府県単位では、特に原則禁止というのは、今だに打ち出されていない。だから、逆に北海道でやるのが厳しいからといって逃げるようなところが多いかもしれないですけれども、集まってくることはあまりないかというのが私の考えです。ただ、今この道内に限る、限らないというところで、道内の試験研究機関が第一種使用でやる場合は、ルール作りをしましょうと、検討会で今、議事進行を進めているわけです。そしてルールができた暁には、道内の研究機関、あるいは道内と共同研究をしてきた研究機関が開発した作物に限るといった場合に、道外で開発されたものは、何故、管理体制を問うたルールにのってやることができないのか、という質問を、例えば私がどこかでされたときに、非常に私自身としては答え難い。例えば、科学的に道内で開発されたものが、そのルールにのっていけば良く、科学的に道外で開発されたものはルールにのっていてもまずいという。これは、今、科学的な例を話したのですけれども、何かきちんとした理論が、単に北海道のためを考えてということ、逆のことを別なカテゴリーで、例えば、組換え体に限らず、他の何かの地方の条例で、この県に限るといわれたときに同じことが起こるのかと、今度は北海道がそこに行けないということもあるから、このルール作りは慎重に検討したほうが良いのではないかと思います。どちらが正しいというのは、いろいろ議論の余地はあると思います。

松井座長：道も含めて心配なところは、多分、共通なところがあると思いますので、法的な面も含めて、3回目もありますので、次回にしっかり議論したいと思います。ここで、ご意見していない方いらっしゃいますでしょうか。道内、道外に限るというところで、よろしいでしょうか。では、次回に検討するというので、次に進めさせていただきます。

次は2ページになります。4の栽培試験に係る実施条件。(1)が栽培試験の許可。(2)が栽培試験を実施する試験研究機関等の義務、これが3ページの真ん中まで続いております。(1)(2)あわせて大きな4番、実施条件ということに関して意見頂きたいと思えます。

下館委員：先ほど、お話を聞かせて頂いたところですが、カルタヘナ法で第一種の主務大臣の承認を得て、その後に、開放系で今回こういう形で実施したいということで道の方に申請されるというスキームになっているはずでございます。そういった点で、先ほど許可制というのは原則は駄目で、ある程度の条件単位を具備されているものについては、この限りではないということ、そういう考え方ということも事務局の方からお話があったところです。そうしますと、主務大臣の方で、基本的にこのような案件の開放系での試験栽培については承認だというものについて、道の方でこの条例に基づいて、原則は駄目ですというような認識でいいのかどうか、そこをもう一度確認させて頂きたいと思います。カルタヘナ法の難しいところは結構でございますので。

多田主幹：先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、許可制というのは、ある一定の条件を満たせばできるというものですから、それを裏返せば、なげればできない、ということは一般禁止ということが法的な見方だと思います。それと、カルタヘナ法と今回の条例は、先ほども言いましたように、視点とか、法の目的、そして、カルタヘナ法が規制しようとする事柄と、我々が今、食の安全・安心とか、交雑・混入によって引き起こされる事態を、条例で一定の規制をかけていこうというのは、目的も手段も違う別々のもので、カルタヘナ法で承認を得たから、それでいいのではないかとということではなくて、全く別の考え方に立った規制であると考えているところであります。

松井座長：他にご質問ありませんか。もしなければ、私から質問があるのですが、(1)のオに、知事は、栽培試験の許可に当たり、栽培試験計画の概要を公表し、とありますけれども、これは、佐藤委員、松村委員にお聴きしたいのですが、特許性というのは、問題が生じないでしょうか。もちろん、いろんなものを公表して、いろんな方がいらっしゃいますので、共通の情報をもって一緒に作業するというのは正しいことですし、私もそうして欲しいのですが。佐藤委員。

佐藤委員：栽培計画に何を書くかということ次第ですが、農水省の第一種使用規定承認組換え作物栽培実験指針というものがありますけれども、これでも農水省がプレスリリース等で公表することになっておりますので、これに関しては特に問題ないのではないかと。ただし、道側で、更に突っ込んだ内容を書けということになりますと、それは話は別です。

松井座長：ご質問。はい、河道前委員。

河道前委員：資料4の図で、栽培試験の許可の1のところですが、試験研究機関が、最初に1として地域説明会を行って説明をするというのがありますが、これは文書の中には表れてないということですか。

羽貝参事：2ページの(1)のウがそうです。

河道前委員：順番が多少前後していると考えていいのですね。今、お話のあったオについてですが、やはり、栽培試験計画の概要というのは、ウのところの地域説明会、こういう場合においても、やはり公表しなければ説明できない部分になるかと思っておりますので、必要かと思っております。

松井座長：他にご意見は。はい、松村委員。

松村委員：今の(1)のオに関しては、原則、栽培計画の概要を公表することは当然かと。今の状況としては。ただ、先ほど佐藤委員の方からも言われたように、道が独自の栽培試験計画書の様式のようなものを作られたときに、万が一、相手先に不利益が生じた場合には、道がきっと責任を取るのだらうと思っております。基本的には、私は、原則公開は当然かと思っております。

逆に、道に質問が二つあります。資料4のチャートの方に、1の地域説明があつて、2の参加がありますが、ここが3以降のスキームから浮いているように思えるのですけれども、これは4の(1)のウに書かれていることですが、このタイムスパンといいますか、最初に説明を行って、それから申請なのか、申請と同時に説明会の準備をはじめめる形なのか、説明会は随分前からやっていた申請なのか、その辺の順序が、1と2だけがポンと浮いている気がしたというのが第一印象です。加えて言えば、その地域説明の周辺地域というのが、どういう定義になっているのか、逆にこれは良いようにも悪いようにもとれる。実施者側からして、この程度が周辺という考え方で行われても困るだろうし、とてつもない周辺地域という広さがあつてもどうだろうか、その辺の周辺地域の基準というのはどう考えているのか、というのを道の方に、あるいは、ある程度根拠に基づいた基準というものがあつた方がよいのではないかとすることを提案したいと思います。

松井座長 :ありがとうございます。ごもっともなご意見ですが、今、答えられる、あるいは答えられないなら次回ということになります。道の方どうでしょうか。

多田主幹 :最初にお尋ねのあった地域説明の開催の時期ですけれども、事務局としては、地域説明会を申請の前に予め開催して頂いて、地域住民から出た意見ですとか、そういったものを添えて申請して頂くということを考えておまして、それを今回提案させて頂いているところです。

もう一つ、周辺地域ということですが、基本的に開催して頂くのは試験研究機関ですので、その試験計画の中身、何を栽培するのかという問題によっても大きく変わってくると思います。その辺は判断があると思いますけれども、実質的に交雑・混入を受ける可能性のあるという地域を想定しておまして、私どもの考え方を問われれば、当該市町村、あるいは隣接する市町村の農協、役場とか住民などの関係者を集めて、説明会を開催してはどうかと考えているところであります。

それと、先ほどの栽培計画の概要について、私ども全ての栽培計画を公表することによって、知的所有権の問題ですとかいろいろ影響もあると思いますので、そういうところを配慮した計画の概要であって、しかも消費者、生産者が理解できる計画というものを想定して考えているところであります。

松井座長 :他にご質問ありませんか。下館委員。

下館委員 :先ほど事務局の方から、法律と条例との兼ね合いを教えてくださいましたけれども、先ほど、道内の試験研究機関というのは十数箇所ある、大学であるとか、それから独立行政法人だとか、民間も2箇所くらいありますと、こういうお話しがありました。そして、共同研究というのは、先ほどからいろいろお話があるところですが、基本的には、やはりこういう道内の試験機関が主体となって、こういうような試験栽培、開放系での試験栽培というのが出てくるのではないかと思います。私が考えますには、そういうような公的な機関が主体となって、なおかつ事前に国の法律に基づいて申請して、それなりの手続きをきちんとやって、承認を受けて、そういう承認を受けたものに対して道のほうに申請をして、なおかつ許可という条項が必要で、許可というのは先ほど事務局の方からお話があったようなお考えのようでございますけれども、そういうことというのが果たして必要なかどうか。今、一番問題なのは、消費者の方々が不安を持っている、地域住民の方々が不安になっているということであれば、この計画の概要を十分周知をさせるとか、そういうようなことでの不安なり何なりが解消され、先ほど他の委員の方からそういうふうな考え方そのものがいかにかということもございましたけれども、そこがところどころが一番心配なところなので、そこを解消する方法というのを、やはり考えていくべきではなからうか。それがどうしても許可制という制度が必要で、ということが、私はどうもそこが理解できないような感じがします。極端な言い方をしますと許可制、申請ということではなくて、届出という形の中で、地元に対して十分周知を図らせるだとか、何か問題があればその中で指導するとか、そういういことでもこの趣旨は十分対応できるのではなからうかと、そういう感じがしているところでございます。

松井座長 :一般の中には誤解もありまして、往々にありがちな科学者が暴走するのではないかと、そういうものの歯止めにとということもあると思うのです。ただ、実際にやる場合に、これは佐藤委員、松村委員、国に対してどのような申請をしてやっているのか。要するに全くそういうことなしで、科学者の興味本意で勝手にやっているのだったら、やはりいろいろご心配もあろうと思いますけれども、決してそうではなく、このようにというような何か具体的なものがあれば。

佐藤委員 :組換え体が環境に対するどのような影響を持っているかということで、きちんと安全性に係る試験をやって、それを提出して認められなければ、開放系での試験はできないわけです。つまり、そこではきちんとした審査がされてますし、不備があれば当然突き返されるということで、厳しい審査を受けています。興味本位でやったものがずっと通るような、生易しいものではないです。

松井座長 :厳しい審査というのは、農水省がということですね。

佐藤委員 :そうです。

松井座長 :そのようにしているにも関わらず、二重に規制をするのはいかになものかというのが、下館委員のご質問ということですね。そういう仕組みそのものは、ここにいらっしゃる慎重派の方はいろいろ勉強されていますので、十分理解していると思いますが、道民広くに伝わっていないという心配もあります。

ご意見いろいろあると思いますが。石塚委員。

石塚委員 :確かに知事の許可制ということで、二重に手間があるのではというご意見ですけれども、国の審査が厳しいということですが、結局、今道民の間にこれだけ不安があるというのは、国の審査の仕方ですとか、基準ですとか、そういったものに対する不信感というものが、やはり根底にはあると思います。研究する側から見れば、確かに何段階かの基準をクリアしながら、ようやく開放系にもっていくと、その大変な手続きを経ながら、時間を掛けながらやっていくというのは、もちろん承知していますけれども、それでも、その段階、段階でパスしていくときに、国民から見ると、やはり見えないところで行われていて、あれよあれよという間にどんどん許可されてしまう。そういう印象があるのです。だから、より安心感を得ていくという意味では、やはり知事の許可を得ていくというのは、道民の安心、信頼を勝ち取っていきたいのであれば当然、必要になることであろうと思います。先ほど地域説明会をしてから申請するというこの順序、当然これでいいだろうと、そうでなければいけないであろうと思います。範囲についても周辺地域という、曖昧ですけれども、これはおそらく個別の案件ごとに周辺というのも変わってくるのではないかと、開花期前に収穫するものと、開花するものと花粉の飛び方も作物によって違いますので、その辺の設定については、ここで一般化して細かく規定することはできないだろうと思います。ただ、計画を十分に細かい部分まで公表して、住民の理解を得ていく、これはもう絶対必要な条件だろう。4の(1)のオに計画の概要の公表とありますが、概要としてしまうと、これまで行われているような通り一辺倒の対応、まさしく概要となってしまふ可能性があるので、概要という言葉を省いて、栽培試験計画を公表しとし、もちろん特許絡みで公表できない部分もあるでしょう、それはそれでその都度対応するべきで、最初から概要としないで、今、道民が求めているのは細かいデータまで含めて、それが理解できる理解できないを別として、そういうものまで含めて知りたいと、その上で考えたいわけです。最初から概要を示されると都合の良い部分だけ出されているのだろうと、かえって不信感を買うことになるので、やはりここは概要ではなく、計画そのものを公表するというふうにして頂きたいと思います。

松井座長 :石塚委員の質問は、私に言わせれば、科学者がいろいろ慎重にやっているところに残念ながら信頼が得られていない面があると、残念に思う面もあります。具体的にどれがどうということではなくて、20世紀において今日においても科学技術、あるいは医療問題その他において、起きてはいけなことが事実起きているということは認めざるを得ないと思います。ここで大事なものは、科学的に議論すること。ただ、安全・安心の条例といいますように、安心というのは、心の問題で簡単に科学では片づけられないということですので、心配であるからこそ、場合によっては、二重に書類を出すというのも、必ずしも問題ないかと思えます。ただ、これに関して私が心配なのは、(1)の力において、知事は、栽培試験の許可に際して、一般作物との交雑や混入を防止するために必要な条件を付すことができると書いてあります。これは、あくまでも理科系的な立場から申しますと、いろんな有識者から意見を頂き、今までのデータに基づいて、例えば、農水省の指針というのがあります。それ以上のことを、私が座長として、きつく申すことはできませんので、知事が何故、条件を付すことができるのかと疑問が生じます。例えば、先ほども言いましたように、稲は20メートル離すということに関して、200メートル離しなさいということは、10倍離す根拠は何か、私は手持ち資料としてありませんのでそういうことは言いませんし、知事はどういうお考えなのかと。ただ、交雑というのが一番の問題であるということですので、何らかの方法で、不安な多くの人の気持ちを大事にして頂きたいというのがこの文書に表れていると思いますが、もし何か具体的なものがありましたら道の方からお答え頂きたいと思えます。

東室長 :4の(1)の力の必要な条件については、無意味な条件を付けるということではなくて、当然、評価委員会を開くわけですから、そこで専門家の方に見てもらって、不十分なところで、なおかつ試験栽培者にとって、受け入れ可能な更なる条件を付ける場合があるであろうということでございますし、農林水産省の方から農政部長の方にも、例え安全性が確認された作物を栽培する場合であっても、その栽培に当たっては、都道府県に対して、栽培者に、より混入なり交雑の防止措置を徹底するように指導するようという指導通達もきておりますから、必ずしも農林水産省の方も国が認めれば、都道府県の方は、素通りで良いということではなくて、自治体としてそれがきちんと守られて

いるとか、あるいは地域住民に受け入れられるような措置については、都道府県の責任でやるようにというような指導もきているわけでございまして、必ずしも国が認めたから都道府県は何もしなくても良いですよということにはなってございませぬ。それはやはり、道としても一定の条件を付けるとか、国が認めた、あるいは国が行おうとしていることを円滑に地域において行えるように努めるのも都道府県の責務でございますので、そういう仕組みをこういう形で整理したものであります。決して国と対立するとか、国の認めたことを否定するということではございませぬ。

松井座長：分かりました。それは資料4の評価委員会に対して右側、疑問があれば研究者、あるいは学識経験者に聞くと。この結果として、ケースバイケースにおいて、知事が最終的に判断することですね。もう一つ、そこまで国がありながら、道として慎重にというのは非常に喜ばしいことですが、結果として何か生じた場合には、ここにもありますが、試験機関に対して大きな義務を負わせると同時に、最終的には道もそれなりの消費者、あるいは生産者、道民に対して責任を負うということですね。

東室長：条例をもって、先ほどからも言っておりますとおり、法制的には一般禁止、許可とするのは、この行為について、道が責任を取るということになります。もちろん、試験研究機関が申請した内容以外のことをしたとか、違反をしたという場合は、別ですけれども、そのとおりやっているいろいろな問題が起きたという場合は、許可権者としての道にも責任が生ずるということに法制上はなります。

松井座長：3ページのエ、モニタリング措置の結果を速やかに知事に報告し、とありますけれども、実験研究の内容と速やかにというのが曖昧で、何週間後、何か月後など、その辺どうでしょうか。

東室長：いろいろな種類によって、モニタリングの結果が出る期間は、当然違うと思います。ですから、我々は結果が分かれば速やかに、特に悪い結果の場合には、速やかにということをご想定しています。分析結果が分かれば、速やかにということで、当然、善意をもって速やかにやって頂けるとご思います。期間的には想定してませんでした。

石塚委員：意見と質問ですけれども、先ほどの知事の許可が必要かどうかというところに絡むのですが、この検討会の議論と関係ないかもしれないですけれども、将来的には道州制が施行されていくだろうと、特区が先行するのでしょうか、流れとしては、道州制というのがしかれていくだろうと思うのです。その中で国のやっている業務、許認可も含めて、そういうものが道に移ってくる。道が責任をもっているいろいろなことをやらなければならない事態が、今後増えてくると思います。このように、遺伝子組換え作物の栽培のような、地域の環境に大変重要な影響を及ぼすかもしれない重要な案件については、やはり北海道が、知事が、イニシアチブをとって、事態を運用していく。そういうことが必要だろうし、この問題の持って行き方というのが、一つの道州制になっていく場合のうまくいくかどうかということの試金石にもなるのではないかとごいうことで、この問題と直接関係ないですけれども、私はこの問題に関しては、まさに国頼りではなく、北海道がイニシアチブをとってやっていてもらいたいと思っております。

それと、質問です。先ほど座長が指摘されたモニタリングの後の項目、オとカですけれども、一般作物との交雑や混入など不測の事態が生じた場合、直ちにその状況を知事に報告する等、必要な措置を講じなければならない、となっておりますが、これは報告するというごことを講じなければならないのか、報告する以外、不測の事態が生じては困るのですが、万が一、不測の事態が生じた場合、どのような措置を講じなければいけないのか、その辺は何か、今現在、お考えがあるのかどうか示して頂きたい。

多田主幹：不測の事態というのは、様々な事態が想定され得るわけですがけれども、その時に、直ちにその状況を道に報告してもらって、できる限りその必要な措置も合わせて講じなければならないということを書いておまして、例えば、モニタリング措置をして、場内の縁に置いたモニタリング作物が交雑をしたということになれば、その場外にも、もしかしたら交雑の可能性があるかもしれない。当然そういう事態になるのではないかと。そうなれば、例えば、場外周辺の同種の作物の交雑を確認するだとか、そういった状況というものについて、直ちに報告してもらって、ここでは生じた場合というような事態として考えているところでありませぬ。

松井座長：それも含めて、全くこういうものがなかったら、本当に大きなハプニングがあった場合

に誰がどう責任をとるかということも生じますので、ある意味では、推進する方は窮屈、あるいは推進に慎重な方はここまで歩み寄ってやらせるのかと、いろいろあると思いますけれども、こういうものを作って監視していくというのは、非常に大事なことだと思います。起きてから対処療法的なものは困りますけれども、いろいろなことを想定して、道の方としてはこれから考えていって頂きたいのですけれども、本当に不測の事態ですから予測できませんけれども、多くの人が不安を持っているというのは事実ですし、その下でこれを作っていくのですから、安心な何かが提供できるように、努力して頂きたいと思います。また、それによって試験研究の人がきちんと、逆に言えば栽培できる環境を確保して頂けるというようになるとと思います。

下館委員：どうしても許可というところにこだわっておりますけれども、もう一度ちょっと私自身、整理をさせて頂きたいと思ひまして、冒頭、室長の方からバイオテクノロジーというのは、北海道の産業振興にとって有用であると、こういう基本認識ですと、なおかつ、本件については、これは研究開発である、試験研究所における開放系の研究開発だと。そして、この研究開発の中身等について、この具体的なテーマ等については、国の主務大臣の承認を得る。この承認を得るためには、学識経験者等からのいろいろな意見等を頂いて、そして、承認を得ると。こういう手続があって、そして、一般論としては原則禁止ということだと承ったので、私はここにこだわるところなのです。それはどうしても事務局と私の考え方の違いがあって、どうしても整理できないということであれば、仕方がないのしょうけれども、ただここで、知事の許可を受けなければならない。今のところ事務局で考えているその許可条件というようなものは、後ろ方にはこういう形での申請書の中身を書いてくださいということが出てますけれども、許可条件というのはどのような考え方を持ってらっしゃるのか、教えて頂きたいと思います。

多田主幹：道が許可するに当たっての基準というものは、原則、道の中でも定めることになっておりますけれども、そうでないものもありまして、基準を定めないというやり方が一方でありまして、今回は、その個別案件ごとに評価委員会が評価していく、そして、そこでの交雑と混入の防止が確実に図られて厳重な管理の下に行われるという、そういった評価が行われたものについて、私どもとしてその許可をするというような考え方で、その一つの基準というのは、試験研究の栽培計画が交雑や混入が起きないという基準で許可をしていくという考え方に立っているところであります。

松井座長：今までの範囲のご質問、これから続けますけれども、ちょうど評価委員会のことが出ましたので、3ページの真ん中あたり、5番(1)から(8)までありますけれども、ここまでが本日の議題ですので、ここまで含めてご審議、ご質問頂ければと思います。

菊地委員：これは4の(1)に入るのか(2)に入るのかちょっと分かりませんが、提出された栽培試験計画に変更があった場合、どのような手続をしたらいいのか、この辺のところをご検討頂ければと思います。といいますのは、やはり多少変更というのは、どんな試験でも行われますので、その辺のところをどう処理していったらいいのかということがございます。まず、それが一点。

松井座長：その辺のところ、想定しておられたでしょうか。

多田主幹：変更の内容にもよるとは思いますけれども、大幅な変更についての取扱等も含めて検討したいと思います。

菊地委員：もう一点よろしいですか。評価委員会の方も含めて、個別案件ごとに提出された書類に基づいて判定するという事になるかと思いますが、それが現実にどういうほ場等で行われているか、その現地の確認ですとか、あるいはその記載事項の審議、この辺に関わる確認が、これはもちろん大学や独法の研究機関にとりましては、大変失礼なお話になるかもしれませんが、その辺の確認が必要あるのかなのか、この辺についてちょっと場内でも意見があったものですから、ご説明をお願いしたいと思います。

羽貝参事：これは評価委員会の運営の仕方、多分、委員の方々には、やはり現地を予めどういった条件か確認したいという時には、初めての試験研究の制度に基づいてやっていく時には、そういったことも想定されるだろうと思います。ただ、そういったか所が2回目、3回目という場合になると、多分、委員の中でもどういったところでやるのかといった、全体の地理的な感覚も出て参りますので、そういったことは多分なくなるかと思ひますけれども、それは委員会の中でやはり決めて、

どういったふうにやっていくか、委員会の中で事前の現地調査をすべきだということであれば、そういうこともあり得ると思います。

松井座長：他にご質問ありませんでしょうか。はい、下館委員。

下館委員：先ほどのお話の中で、これは適当な言葉かどうかはよく分かりませんが、申請のあったものについては、この評価委員会に丸投げをする、と言ったら言い過ぎになるかもしれませんが、そのようなニュアンスで私は受け止めたところでございます。そして、ここにもう一つ、必要な事項を講じるよう勧告することができる、勧告という言葉が出てございます。評価委員にケースバイケースだということで、丸投げと言ったらおかしいですけども、そちらにお任せをして、ここの勧告というのは、これも評価委員会の方のご意見を尊重してということになるのでしょうか。この辺については、どのようなお考えでしょうか。

多田主幹：6の勧告及び公表については、先ほども参事の説明の中にもありましたとおり、これは実施条件とは別の行政的な処分といえますが行為であり、それが勧告、公表でございまして、ここについては、実施条件という枠組みからは外れているのですけれども、関連性が高いということなので、ここに一応、勧告、公表という行為も載せております。この勧告につきましては、評価委員会からの意見を受けたものではございません。道が自ら行うものです。

西埜委員：まず若干確認しますけれども、丸投げという言葉がありましたけれど、この中でいうと評価委員会が2分の1の出席と2分の1の賛否で決定するということですよ。ということは、委員のメンバーで大抵決まってしまう、と言ったら大変失礼な言い方ですけども、というふうにも受け取れるのですが、本当に評価委員会に丸投げして良いのかどうか、知事がきちんと判断すべき。いろんな意見があったと、いろんな意見があって、ただし、やはりいろいろ考えたら、こうすべきだというふうに、知事が判断すべきではないかと思えます。

東室長：最終判断は、あくまでも道という知事の責任で行うと、その判断のための意見を評価委員会から聴くということございまして、そこで、その表決になるということは、あまり想定してませんが、良い悪いというよりも、きちんと交雑とか混入の措置が講じられているかどうかという判断です。その辺は先ほども言いましたように、直せるものは直してもらおうとか、そういうことを執りますので、そこで全て賛成反対というのは、そんなにシビアに行われるとは、あまり想定してないですけども、最終的には知事が許可をするという責任を持ってますから、委員会と違う判断をするということも理論的には起こる可能性はあります。でも基本的には、あまり意見の対立があるようなものについては、判断しづらいでしょうから、意見を付けて返すとか、そういう行為も起きるだろうと思えます。そこで全て良い悪いを判断すると困る場合もありますよね。非常に各委員の間で意見の対立があるようなものについて、他の学識経験者に意見を聴いたり、あるいは、その試験研究機関の方を呼んで聴いたり、そういう行為をやって、納得できるかたちで判断していくということですので、出てきたものを見て、すぐ賛成反対とするような仕組みではないと考えております。

松井座長：はい、大熊委員。

大熊委員：今、東室長からお答えがありましたが、ただ、そのための評価委員会を設けるわけですから、最終的に知事が判断するとはいえ、その評価委員の出した結論が非常に重いものとして評価されるのではないかと思います。それで、その評価委員会の決定の仕方ですが、(6)に、先ほど西埜委員がおっしゃったように、委員の2分の1以上が出席、その上で、会議の議事は出席した委員の2分の1以上で決定とあります。この評価委員会は15名以内で構成されると書いてありますので、15名以内、15名としましても、2分の1以上の出席ということは8名、出席した8名の2分の1以上の賛成ということは、5名ということになると思います。15名中5名の賛成といいますか、決議があれば決定できるところに書いてあるのですが、それが非常に重い意見として道に提出されるというこの決め方で良いのでしょうか。事務局の方は今回の検討委員会の日程調整に非常に苦慮したと思えます。全員が出られるとは限らないですし、日程がいつになるかということで、出席者のメンバーも替わります。もちろん誰が委員になったかという委員構成にもよって、全然内容が違ってくると思えますので、ここで2分の1以上で決定するという言葉を入れることについては、私は良いとは思いません。

松井座長：この出席者2分の1、あるいは議決2分の1、何か想定されて、道としては、単純に2分の1とそれだけのものですか。道として何かお考えは。

多田主幹：運営の部分と、会議を開催して出席者の関係とも関連するのですが、通常、我々のこの委員会での表決は2分の1というものを原則としてやるのが、条例等の中での一般の決まりであるということです。それと15名以内というのも、私どもの内部の決まりです。道の決まりとして15名以内とあって、それを適用しているところでもあります。それと必ずしも、私どもの考え方としましては、ここに消費者、生産者、研究者と書いてありますけれども、この方のみで賛成反対というものを区分するのは適当ではないと考えているところでもあります。

松井座長：はい、河道前委員。

河道前委員：今、(6)の割合のことが出ましたけれども、私もし委員会が2分の1出席して、議決が2分の1であれば、委員の4分の1で決定がされる、ということに非常に不安を持ちます。いろいろ規程はあるのかもしれませんが、委員の3分の2以上の出席で、3分の2以上の決定、決定という言葉を使えば、そういうふうにしなれば、評価委員会自体の決定が、対外的に見て評価されるかどうかということが心配です。それと(3)の評価委員会の構成ですけれども、消費者、生産者、研究者及び学識経験者となっておりますが、基本的に消費者や生産者の理解を得なければ、と基本認識の一部にありましたように、消費者、生産者の割合がどれくらいになるか、あるいは消費者の割合がどれくらいになるかで(6)のパーセントがいろいろ問題になるわけです。この検討会についても、消費者代表というのは、純粹に考えると2名、このメンバーの中で。私と大熊委員と。あと生産者の方が何名かと研究者及びその他となるのかもしれないですけれども。ですから、この評価委員会に消費者の委員の数をある一定以上、確保して欲しいと思います。

松井座長：はい、西村委員。

西村委員：道の方から先に。

羽貝参事：どうもこのところの議論が、予めメンバーで、消費者、生産者が反対で、研究者側が賛成だという議論になると何のためにこの評価委員を設けて、試験研究側に説明をして質問をして分からない点は外部の方にも聴いて、そのプロセスが、最初からこの委員会が、もう人数で決まりというような議論というのは、この制度の趣旨とちょっと違うと私どもは思っております。当然、最終的には知事が意見をお聴きすることで、知事名で委嘱をしますけれども、当然、こういったことを冷静に聴いて、判断してもらう方を、いろいろなところから情報を頂きながら選任をするということで、予めその割合を決めるということについては、我々はいかがなものかという議論をしてきた経緯があります。

松井座長：はい、西村委員。

西村委員：最初から河道前委員のように、先にそういうことを言ってしまうと、まさに今、道の言うような話となるのです。私が逆に怖いと思うのが、栽培試験計画申請書が出て参りますが、その段階では、当然ながら地域説明会をやり、そしてモニタリングの調査等々をやった後、実際に申請という形の話が出てくる。ところがそれを見たときに、遺伝子組換え作物反対と、頭から思ってる人は、どんなものが出て全部反対するのではなかろうかと。それは、理性があるというか、きちんと客観的に見て、こういった条件が整っているのならば、その試験研究を認めてあげても良いのではないかと、というのが一般的な良識派だと思いますが、そうではなくて、もう最初から頭から、消費者、生産者が遺伝子組換え、私はどう転んでも反対ですという人が委員になってしまったら、中身の計画書も何もないのです。それがちょっと怖いので、もちろん、このところはおそらく道の方で慎重なる委員の選出をするだろうと。頭から遺伝子組換え作物反対という方を、頭からやっちゃうと、中身を読まないで、そこのところが、私はちょっと怖いという懸念がしております。

松井座長：はい、石塚委員。

石塚委員：今の西村委員の言い方は、あまりにも偏見の気持ちがあるのですが、まるで遺伝子組換えに反対している者は全く理性も何もなく、何も考えずに全て反対しているかのような、そういう発言はちょっと許容できないと思います。今のような言い方をされると、最初からしっかりした考えを持った、ポリシーを持った人が、これに入れなくなってしまう。最初から何も見ないような人は入れ

ては駄目だということになりますと、あたかもそう見られている人は最初から除外されていると、それでは、公正な人選に当然ならぬだろうと。だから、ここでどういう人選をするかという条件は、ここで議論するのかがどうか分かりませんが、あまりこういうのは駄目だとか、そういうことで人選されては、また、評価委員会も道民から信頼を得られない、機能しないものになってしまう。やはり、道民から信頼が得られて機能するような評価委員会を作りたいのであれば、今のような意見は差し控えて頂きたいと思います。

松井座長：私個人としては、何度も申しますが、試験研究者としては、大変煩わしいことをさせられるというのが正直なところだと思いますが、現状においては理解を得る方法として、こういう作業は、やはり、ある程度考えて頂きたい。これから個々のものについて、評価委員会で評価し、その内容もいろんな形で公表といいますか、出るとは思いますけれど、その作業を積み重ねることによって、多分、遺伝子組換えは全てひっくるめてどうだとか、そういう現状も、ある程度の時間の間には解消されていくのではないかと思います。人数の15名というのは道の決まりですけれども、2分の1、2分の1というのは、大変難しいところかと思えます。と申しますのは、委員全員出席の下でとなると、時間の調整で、非常に何か月も先に集まることになってしまうというようなことも起こりかねないと思えます。その辺、慎重にもう少し考えて頂きたいと思えます。煩わしい中プラス試験研究でやる場合に、私個人はプライベートになりますが、多分10年くらいは考えないと思えますが、この中に2人、あるいは3名と、実地そのうちやるであろうといった場合に、こういったものが時間的なものとして不可能というか、やらせないことに繋がるという不都合は、私は起きないかと心配しております。

まず、佐藤委員の方からご意見ありましたら。

佐藤委員：松井先生の質問の前に一言、この4の(2)の試験研究機関等の義務が書いてありますが、これを読みますと、農水省が出している実験指針、これをかなり要約したものです。農水省の指針の方がよっぽど細かく厳しく規定されてます。やり方について。これで良いのですか、という印象ですが、いっそのこと、農水省の栽培実験指針に従うと、その上で北海道で独自に新たにルールを設けるというのであれば、そこをまた別途、書き加えるという形の方が良いのではないかと思います。例えば、北海道独自のものが見えるというのは、モニタリングのことです。モニタリングは農水省の指針では、食品としての安全性が確認されたものについては、モニタリングの義務はないけれども、北海道の案では、一律モニタリングしなければいけないとなっております。そういった独自のものがあれば、書き足してやられた方が良いのではないかと思います。

もう一つは、評価委員会で、何をどのようにどのような基準で評価していくのかという点が不明確なので、いろいろ議論があるわけで、きちんとここで決めなければならないと思えます。農水省の指針では、交雑防止について、距離によるものだけでなく、距離によらない場合には、こうなさいというようなことも書かれています。種子混入防止法も書かれています。ですから、農水省の指針を基準にするということを入れたら良いのではないかと思います。すなわち、評価委員会に丸投げするのではなくて、評価委員会は、交雑及び混入の防止について、農水省の指針を基準に評価するとはっきりと書く。当然のことながら、評価委員会では、その評価ができる人を評価委員にすべきだと思います。基本的にはそうだと思います。基準がきちんと示された中で、しかもそれを評価できる人を委員としなければ、委員の人も困ってしまうのではないかと思いますし、また、この評価委員会で、駄目ですという結果が出された場合、事前に示された基準があって、それを満たしてないから駄目ということが科学的、合理的に示されて不許可と結論されるならともかく、そうでなければ納得できないのではないかと思います。ということで農水省の指針が既にある。道が書かれている義務よりも遙かに細かいいろんな規定がある。基準も示されている。こういったものをきちんとこの中で反映させていった方がよるしいのではないのでしょうか。

多田主幹：まず一点目の栽培試験を実施する機関等の義務についてですけれども、一応、条例の中で書き込むことを想定して、このところを書いてこういう整理をしているところでございます。更に具体的に細かなものについては、規則とか基準とかを作りまして、必要な部分をそういったところの中で示していきたいと考えているところであります。

それと、第三者機関における評価ですけれども、国は実験指針があるわけですが、やはり、それは

それとして、農水省所管の独立行政法人が行っていく実験指針というふうに位置づけておりますけれども、やはり、この評価委員会は、個別案件ごとに、やるもの、栽培する地、季節、あるいは開花の時期等々、様々な条件が違ってくるものでございまして、そういったものを総合的に、本当に一般作物との交雑が起こらないのか、あるいは混入が起こらないのかという視点でこの評価を行って、道に答申を頂くという仕組みを考えております。そこで科学的データ等々が必要であれば、外部の学識者、研究者等のご意見を求めるような形を考えているところであります。

松井座長：まず、下館委員から。

下館委員：今、お話を聴かせて頂いたのですが、そういう形での整理となったときに、このフローチャートでございまして、試験研究機関の方から地域説明会というものを実施しますと、最終的に知事が評価委員会のご意見を聴いた上で、許可なり、不許可なり、最終的な決断を出す。このトータルとしての期間というものは、どのくらいの期間というふうにお考えなのか。

多田主幹：まだ内部の検討をしているところですが、申請される試験研究機関の方からすれば、できるだけ早く許可が得られるのが望ましいのではないかと思います。私ども道の中で、標準処理期間というものを一応設定するような事務になっておりまして、そうしたことを勘案しまして、例えば、申請からこの評価委員会を2回開くとすれば、どのくらいの日数がかかるのかというようなことを勘案して、今、検討段階ですけれども、例えば120日というような標準処理でどうかというようなことを、今検討しているところであります。

松井座長：国の期間は佐藤委員、確か1か月でしたか。

佐藤委員：実施計画書の公表については、1か月前ですけれども、それ以前に、農水省に対しては提出しなければいけないということになっています。

松井座長：大体、平均といたしますか、どれくらい。

佐藤委員：実験計画書の農水省への提出は、実験対象物によって公表の2週間前で良いこともありますし、4か月前でなければならぬこともあります（後日注：実験計画書の提出は隔離ほ場試験の申請とは別の扱い。隔離ほ場試験申請書は、特定網室での安全性試験結果をもとに、生物多様性影響について通常6ヶ月かけて審査される）。

松井座長：その辺も含めて、道の方に、私からもちょっとお願いしたいのが、国としていろんな細かなことを申請に書く。一方では、それだけで良いのではないかという委員もおられると思いますが、多くの道民が、やはり国に任せてよろしいのかと、そばにいる道の人が、ある意味では厳しく、監視も含めて見て頂きたいというのが、ここにはあると思いますので、国とは別個にどうのとかいうのではなくて、国の申請書があれば国にすがってあるならば、プラスアルファとしてこういったものとか、要するに反対している人たちに対して、安心を与えるものを最低限考えて頂ければと、そういう中で、期間も120日というのは、何らかの努力で80日くらい、60日までいかなくてもというのが、二重チェックという中で、最低限の歩み寄れるところでないかと、私は思います。それから、評価委員会の議決は、いろいろ関心のあるところだと思いますけれども、私個人の希望としましては、学識経験者をもう少し増やして頂きたい。といたしますのは、例えば、私の北大の農学研究科におきましても、いろいろ誤解を招いている部分があるかもしれませんが、科学技術として全く否定するという人は、科学をやっている人は、誰もいないと思いますが、進めるということに関して、非常に強く進めたい人から、ここにおられる人以上に慎重な人まで、バラエティ高くおります。特に生態系の方は、普通の言葉で言えば、非常に反対というところなんです。いろんな生命倫理、その他も国としてやっておりますように、私の表現が良いかどうか分かりませんが、農業倫理というような感じでこれを照らさせて頂くならば、そういった倫理学の先生とか、あるいはこういった科学がどのように社会に根付いてきたかということを研究されている先生等々、賛成反対とは全く別な次元におられると、私は思いますので、そういう人も入れて、あくまでも論理としては筋道を立てて科学的に議論すると、そういう中で、不安だという心をどう捉えるかというような両面から、いろいろとやってくださる方を特に入れるなら、私は正しいかと思えます。

大分時間がたってきました。まず、本日宿題があります。3番目のところが対象とする遺伝子組換え作物と、これは道内道外ということでたくさん議論頂きましたので、途中で約束しましたように、

道の方には、次回、主にできるかどうか分かりませんがやると言うことで、宿題、この辺を議論するという約束にして頂きたいと思います。その他は、多少意見の違いがあったかと思いますが、時間が参りましたので、もしあれば次回に、3回目に全て終わるということになってますが、3回目の様子を見て4回目もあり得ると言うことで、今日は終わりにさせて頂きたいと思いますが、それをご了承頂きたい。

石塚委員：座長、一言いいですか。

松井座長：はい。

石塚委員：私の冒頭の提案に戻るのですが、この実施条件が評価委員会が確立されて、システムができてきて、適用ということになると思いますが、先ほどの評価委員会の中での議論の仕方だとかも含めて、道民の間での理解度ですとかいろんなこともあって、やはり、来年、再来年にも、すぐこれを適用していくというのは、ちょっと早いのでは、つまり、開放系での試験栽培を実施していくというのが、冷静な議論の中で、やっていくのはまだちょっと時期が早いのではないかと、私は思ってます。ですから、暫定的にある期間を決めて、閉鎖系でのみ試験研究をするという期間を経て、それで十分その遺伝子組換え作物についてのいろんな問題ですとか、いろんなことが道民の間に馴染んで、議論も交わされた上で、開放系での試験栽培を実施していくと、そういう段階が必要ではないかと私はそう思ってます。その辺も少し、できたら議論して頂きたいと思ってます。

松井座長：じゃ、次回、羽貝参事よろしいですか。その辺もちょっと議論するという事でお願い致します。

それでは、今日、宿題、述べ足りないところは次回ということで、今日の議題はひとまず終わりとさせて頂きます。羽貝参事の方にお返しいたします。

傍聴者：申し訳ありません。もし発表を許して頂けるのなら発言したいんですけども。長沼の生産者のものです。

松井座長：残念ながら、道の方から、そのような考えはないということですので、失礼ながら意見は控えさせて頂きます。羽貝参事どうぞ。

3. 閉 会

羽貝参事：長時間の活発なご論議ありがとうございました。これを持ちまして、本日の検討会を終了させて頂きます。

なお、次回の検討会につきましては、9月の上旬を考えてございます。今日、皆さんのお手元に、スケジュールを確認する表をお配りしてございますので、ご都合の良い日を記入の上、今週中に事務局の方まで返信をして頂ければ幸いです。詳細の日程につきましては、後ほどそれぞれ皆さまに都合を確認した上で、次回の日程を決めたいと思います。

本日はありがとうございました。